

第五回國會 衆議院 農林委員會 議錄第二十三号

昭和二十四年五月十六日(月曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事坂本 實君 理事野原 正勝君

理事松浦 東介君 理事八木 一郎君

理事山村新治郎君 理事八百板 正君

理事長谷川四郎君 理事深澤 義守君

理事吉川 久衛君

遠藤 三郎君 河野 謙三君

坂田 英一君 平野 三郎君

淵 通義君 村上 清治君

藥師神若太郎君 石井 繁九君

井上 良二君 竹村奈良一君

寺島隆太郎君 寺崎 覺君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

農林政務次官 吉米地英俊君

食糧管理局長官 安孫子藤吉君

委員外の出席者

専門員 岩隈 博君

五月十六日

委員寺本齋君辭任につき、その補欠

として寺島隆太郎君が議長の名で

委員に選任された。

同日

野原正勝君及び吉川久衛君が理事に

追加當選した。

本日の會議に付した事件

理事の互選

食糧管理法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二〇号)

農業資産相続特例法案(内閣提出第

一八八号)

○小笠原委員長 これより開會いたし

ます。

それでは理事の追加選任を行いま

す。去る十一日議院運営委員會におき

まして、図書館運営委員會並びに四十

五人以上の委員會を除く各委員會の理

事の委員数をそれ〴〵二人増加いたす

ことになりました。これは民主自由党

及び新政協議會に各一名ずつ割當て

ることに決しました。つきましては、

本委員會も民主自由党及び新政協議

會より各一名ずつ理事を追加選任いた

さなければなりません。これは前回通

り委員長において指名することに御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めま

す。それでは民主自由党より野原正勝

君、新政協議會より吉川久衛君を理

事に指名いたします。

この際農業資産相続特例法案の審議

についてお諮りいたしたいことがあり

ます。本法律案はもとより本委員會の

所管であります。さきに議長から付

託されたのでありますが、その内容は

民法における相続に対する重大な特例

をなすものであります。これの審議

は慎重を要するものと思われま

す。一昨日法務委員會と連合審査會を

開いたのでありますが、さらにこの際

本案については、法務委員會の法律

的な見地から十分検討していただい

て、本案に対する法務委員會の見解を承

りまして、その上で本委員會の態度を決

することになったと存する次第で

ありますが、さようとり運んで御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なければさ

ように決します。なお会期が接近して

いる折柄でありますので、十八日まで

に意見をまとめていただくように申し

入れたと思いますが、御異議ありま

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なければさ

うとりはからいます。

○小笠原委員長 それでは食糧管理法

の一部を改正する法律案を議題とし審

議に入ります。坂本實君。

○坂本(實)委員 今回の改正は主要食

糧の配給統制の嚴重かつ効率的な運営

を目的とするということでありま

す。問題はわが國の食糧の絶対量の問題

をまず吟味してみなければならぬと

思うのであります。われ〴〵が昭和二

十四年の米穀年度におきます需給関

係をみますと、百八十三万トンの余

のものをどうしても輸入に仰がなければ

ならないということでありま

す。われはいつまでもかような輸入食糧に

よつて、日本の食糧問題を解決して行

くということとは、とうていこれは考え

てはならないことでありま

す。あ

くまで自給自足の態勢を早く確立しな

ければならない。かように考えるので

ありまして、かような意味におきまし

て、過般可決をみました土地改良法

のごときも、われ〴〵はこの狭い國土を

極力ひとつ改良して、少しでも多くの

食糧を増産しなければならぬ。かよ

うに考えておるのでありますが、それ

にはさらに干拓、開墾等の問題もあり

ますが、一体政府はこの根本問題を

どのように考えておられるかというこ

とを、まずひとつ伺いをしておきた

い。さらにまた今回爲替レートが設定

されたのでありますが、この爲替レ

ートによつて、今後の輸入食糧が一体ど

ういう影響を受けて来るかということ

等について、ひとつ政府の所見をた

しておきたいと存じます。

○安孫子政府委員 御承知のように、

從來とも朝鮮あるいは台湾から千万石

ないし数千万石の輸入をしまして、日

本の食糧の需給が均衡を得ておつたの

であります。が、その領土を喪失いた

しました現状におきまして、相当量の

ものを食糧の輸入によつてまかなつて

参らなければならぬ実情は、さした

りのところ万やむを得ない現象であ

うと存じます。また農業生産が急速に

なか〴〵發展し得ない実情にんがみ

まして、この当分の間相当量の外國食

糧の輸入をもつて、需給の均衡を維持

して参らなければならぬことは事実で

あろうかと存じます。しかしながらい

つまでも大量のものを國外にその供給

を仰いでやつて参らなければならぬこ

とは、経済の安定なりあるいは日本の

経済の健全な姿をいたしましては、い

ろいろの問題があると存じます。われわ

れといたしましては、できるだけ國內

の自給態勢を確立して参らなければな

らぬと考えております。もつともこの

辺の見方については、御承知の通りい

ろいろの議論がございまして、むしろ

農産物については、主食の増産とい

よりも、輸出農産物の増産をはかつ

て、それによつて得ました外貨によつ

て食糧を供給することが、日本の今後

の行き方ではないかという考え方もあ

ると存じます。また一方の議論とい

しましては、できるだけ日本の主食の

増産をはかつて、輸入食糧を少からし

めることが適切ではないかという考え

方もあるわけでありま

す。いろいろこの

点については意見の相違もあるうか

と思ひますが、われ〴〵といたしま

しては、できるだけ主食の輸入を少

らしめることが、現状におきましては

日本の経済の再建の上に最も必要な

ことではないかと考えておりますので、

農林省といつても、主食の増産

確保という問題について、いろ〴〵検

討をし、またその方向に向つて努力を

いたしておる次第であります。

それから爲替の關係と、食糧輸入の

關係についての見通しのお尋ねでござ

います。御承知のように、現在の外國

食糧の輸入は、資金關係から申しま

す、大部分がガリオア・フランドで入

つております。一九五〇年からこの傾

向が多少かわつて参りまして、ガリオ

ア・フランドが減りまして、一部コン

マ・シヤル・フランドで、日本の自力

によつて食糧を輸入するといつ方向に

切りかえられつつあるものであります。

ただいままでのところは、爲替關係の

ために、数量等の問題は格別影響を持ちませんが、しかし國內の農作物と外國の農作物との比較の問題において、價格の問題において問題を起こす可能性があると思ひます。またその問題は、日本の價格水準を漸次國際的な水準とマッチさせる方向から申しまして、十分われ／＼としては眞剣に考へて参らなければならぬ問題だと存する次第であります。

○坂本(實)委員 この根本問題につきましては、多くの議論もあると思ひますが、一應この程度にいたしまして、さらに具体的な問題であります。配給の対象になります消費者、あるいは労働者あるいは轉落農家といった問題についてであります。ことに私はこの際轉落農家の問題について、ひとつ十分政府の御意見を承つておきたいと思ひます。実は過般本委員会におきまして、農繁期を控へまして、轉落農家がい／＼一粒の保有米もなくなつて來ておるといふ實情からいたしまして、埼玉、群馬、千葉各縣にわたりまして、この實地調査をいたしましたのであります。その際われわれが特に感じましたことは、いわゆる今日の供出制度の問題に入りまして、事前割当をする、そうしてそれをまた実收穫によつて補正して行く、こういうのであります。その補正が適正かつ妥當に行われておるかどうかという問題であります。災害等がありまして、これに対して中央補正があり、さらにまた地方補正を考慮するといふのであります。従つて先に府縣知事から大体八百万石程度の還元米を要求されたのです。これを政府

は三百萬石に削られたといふことではあります。これは一体どういふ見解からさうなことになるのかといふ点をひとつお伺ひしておきたいと思ひます。さらにまた轉落農家の實地調査といふことであります。われ／＼が今回の視察によつて各市町村等につきましてその現場を見ますと、問題は食糧管理台帳が一体整備されておるかという問題であらうと思ひます。これは比較的整頓されておる所もありませんが、いまだ十分でない点は、われ／＼も十分認めざるを得ないと思ひます。いづれにしろ、自分たちは裸供出をしてゐる、こういうことを主張いたしておるのであります。これらの点については、われ／＼は憂慮すべき問題であると思ひます。まして、何とかひとつこれに最も公平妥當な対策を、すみやかにとつて行かなければならぬと思ひます。であります。

さらに先ほど申しました実收穫の把握という問題であります。これにつきましては、いわゆる府縣の農業調整委員会と、さらにまた農林省の作物報告事務所の見方が、非常に違つておる点に特に目立つております。作報の調査によりますと、まず第一に土地の面積が非常に過大に評價される。むろん実收穫が評價されるのであります。が、私たちは作報の仕事の状況を見まして、かなり大きな犠牲を拂つてやつておるのであります。これがまたたく秘密主義になつておるから、従つて農家もまたこれに納得が行かない。また農業調整委員も納得が行かない。これだけ大きな犠牲を拂ひなが

ら、しかもこの作報の仕事に対して、むしろ了解するどころではなく、逆におもしろくない感情が対立してゐるような感じを受けるのであります。かような点についても、ひとつ私たちは是正しなければならぬと思ひます。府はどのような考へておられるかといふ点について、ひとつ伺つておきたいと存じます。

○安孫子政府委員 最初に補正の問題をお答え申し上げたいと思ひます。先ほどお話がございました、当初八百万石程度府縣から要求があつたのに対して、三百萬石程度に政府が決定をした理由はいかんとお尋ねでございます。これはお話の通り、還元米の数字ではございませんので、昨年の秋におきます二十三年産米の實收穫に對します補正の訂正の問題でございます。御指摘の通り、府縣から補正数量として要求されたものを總合いたして見ますと、おおむね八百万石であつたのであります。事前割當數量が二十三年産米については六千三百萬石弱であつたと思ひます。これに對しまして、補正を八百万石にいたしますと、おおむね五千五、六百万石程度の二十三年産米の實收穫という数字になるわけでありまして、昨年の作況をもつていたしまして、そうした数字は、私たちとしては、これは納得のいかないものであらうと思ひます。しかしながらこの点については、府縣當局もまたこの實況報告事務所あるいは食糧事務所の調査並びに府縣の御意見、またわれわれの方の地方の、例の出張して調査い

たせました点、各方面の資料を總合勘案いたしました。補正を大体三百萬石程度に決定いたしました次第でございます。その後十二月におきまして推定實收穫が発表されたのであります。がおむねこの推定實收穫との間には、大きな狂ひはなかつたと考へております。次に轉落農家の防止措置はどういふに考へておるかといふ点でございます。これは非常に根本的な問題でございます。問題は發生して來るのであらうと考へます。あらゆる資料が完全に整備されて、公正妥當なる供出割當が実施されますならば、轉落農家の問題といふものは、理論的にはあり得ない問題であります。御承知のように現在においては、完全保有農家と不完全保有農家の二つに農家は区分いたされておられて、完全保有農家については、供出農家でありまして、完全保有農家については、その農家に對します食糧の配給といふことは考へ得られない。不完全保有農家については、保有數量がどれだけその農家について持つか、その維持日數の点が問題になるのであります。これが先ほど申しましたように、完全な資料のもとに実施いたしますならば、轉落農家の定義の問題でございますが、要するに完全保有農家に対する配給、あるいは不完全保有農家に対する維持日數の違いといふようなものは、ひとつめて轉落農家の問題として論議されておるのでありますけれども、そうした問題は理論的にはあり得ないのであります。が、實際問題としては非常に深刻な問題であるわけでありまして、一つの原因といたしましては、今の供出制度が上から一應數量が農業計画として

おろされております。それが縣に参り、あるいは市町村に参る。その農業計画のうち特に問題になるのは、供出量でございます。これが市町村において何萬石あるいは何千石といふふうにおりて参りますと、その實收穫が從來のいろ／＼の材料によりまして確定をいたしておらぬ、それに供出數量が参りますために、ある村においては全体の數量が非常に甘い、またある村においては非常に辛いといふような現象が、どうしても不可避的になるのであります。生産量から保有數量を引いたものが供出數量になるわけでありまして、それが上からおりました數字との食い違ひによりまして、比較的甘い村と辛い村とが出て來ておるのであります。甘い村につきましては、各農家とも保有量のほかにプラス・アルファを持ち得るといふ状態の村もありません。ある村におきましては、きつために保有量を食べ込んで出さなければならぬ村が出て來る。またこれが村から各農家に下つて参ります際に、またそうした問題が惹起されておるのであります。その結果、法律の建前は先ほど申し上げた通り、そういうものが出ないはずのものであるにかかわらず、現実に参りますと完全保有農家が保有を食ひ込んで供出をしておる部面、あるいは一部保有農家がある場合には配給を受けておらぬといふ面が出て來ております。この問題を解決いたしたためには、先ほどお話がございましたように、管理台帳と、あるいは生産高の把握、あるいは公正な補正の決定等、いろ／＼客觀的な資料を整備して参りまして、またこれに關係いたします者といひまして

たせました点、各方面の資料を總合勘案いたしました。補正を大体三百萬石程度に決定いたしました次第でございます。その後十二月におきまして推定實收穫が発表されたのであります。がおむねこの推定實收穫との間には、大きな狂ひはなかつたと考へております。次に轉落農家の防止措置はどういふに考へておるかといふ点でございます。これは非常に根本的な問題でございます。問題は發生して來るのであらうと考へます。あらゆる資料が完全に整備されて、公正妥當なる供出割當が実施されますならば、轉落農家の問題といふものは、理論的にはあり得ない問題であります。御承知のように現在においては、完全保有農家と不完全保有農家の二つに農家は区分いたされておられて、完全保有農家については、供出農家でありまして、完全保有農家については、その農家に對します食糧の配給といふことは考へ得られない。不完全保有農家については、保有數量がどれだけその農家について持つか、その維持日數の点が問題になるのであります。これが先ほど申しましたように、完全な資料のもとに実施いたしますならば、轉落農家の定義の問題でございますが、要するに完全保有農家に対する配給、あるいは不完全保有農家に対する維持日數の違いといふようなものは、ひとつめて轉落農家の問題として論議されておるのでありますけれども、そうした問題は理論的にはあり得ないのであります。が、實際問題としては非常に深刻な問題であるわけでありまして、一つの原因といたしましては、今の供出制度が上から一應數量が農業計画として

たせました点、各方面の資料を總合勘案いたしました。補正を大体三百萬石程度に決定いたしました次第でございます。その後十二月におきまして推定實收穫が発表されたのであります。がおむねこの推定實收穫との間には、大きな狂ひはなかつたと考へております。次に轉落農家の防止措置はどういふに考へておるかといふ点でございます。これは非常に根本的な問題でございます。問題は發生して來るのであらうと考へます。あらゆる資料が完全に整備されて、公正妥當なる供出割當が実施されますならば、轉落農家の問題といふものは、理論的にはあり得ない問題であります。御承知のように現在においては、完全保有農家と不完全保有農家の二つに農家は区分いたされておられて、完全保有農家については、供出農家でありまして、完全保有農家については、その農家に對します食糧の配給といふことは考へ得られない。不完全保有農家については、保有數量がどれだけその農家について持つか、その維持日數の点が問題になるのであります。これが先ほど申しましたように、完全な資料のもとに実施いたしますならば、轉落農家の定義の問題でございますが、要するに完全保有農家に対する配給、あるいは不完全保有農家に対する維持日數の違いといふようなものは、ひとつめて轉落農家の問題として論議されておるのでありますけれども、そうした問題は理論的にはあり得ないのであります。が、實際問題としては非常に深刻な問題であるわけでありまして、一つの原因といたしましては、今の供出制度が上から一應數量が農業計画として

おろされております。それが縣に参り、あるいは市町村に参る。その農業計画のうち特に問題になるのは、供出量でございます。これが市町村において何萬石あるいは何千石といふふうにおりて参りますと、その實收穫が從來のいろ／＼の材料によりまして確定をいたしておらぬ、それに供出數量が参りますために、ある村においては全体の數量が非常に甘い、またある村においては非常に辛いといふような現象が、どうしても不可避的になるのであります。生産量から保有數量を引いたものが供出數量になるわけでありまして、それが上からおりました數字との食い違ひによりまして、比較的甘い村と辛い村とが出て來ておるのであります。甘い村につきましては、各農家とも保有量のほかにプラス・アルファを持ち得るといふ状態の村もありません。ある村におきましては、きつために保有量を食べ込んで出さなければならぬ村が出て來る。またこれが村から各農家に下つて参ります際に、またそうした問題が惹起されておるのであります。その結果、法律の建前は先ほど申し上げた通り、そういうものが出ないはずのものであるにかかわらず、現実に参りますと完全保有農家が保有を食ひ込んで供出をしておる部面、あるいは一部保有農家がある場合には配給を受けておらぬといふ面が出て來ております。この問題を解決いたしたためには、先ほどお話がございましたように、管理台帳と、あるいは生産高の把握、あるいは公正な補正の決定等、いろ／＼客觀的な資料を整備して参りまして、またこれに關係いたします者といひまして

なお轉落農家の發生いたします理由は、そのほかに実收前に補正が行われるということが一つ問題として残っております。補正をいたすのが大体十月末から十一月でありますが、実收が確定いたしますのが十二月でございますので、その間補正をした後におきます作況の変化というものは、特に関東以西においては惹起されまするので、この辺の動きが轉落農家の問題に関係があるかと存じております。この辺も予想いたして補正いたす部分もございますので、完全とは申せませんが、やはり十分の補正を適正にやつて行くということに努力して、この事態を改善して行きたいと存じております。

実収高はこれ／＼であるということと言えるのでありますけれども、何村、もつとこまかく申しますと、だれが幾らであるというところまで、この統計は進んでおらぬ。實際に行政上そうして参りますためには、少くとも町村の段階まで、なわ延の面積にいたしたとしても、実収高にいたしたとしても、作報の数字というものがたまつて参らなければならぬと存じます。従つて農林省といたしましては、作報の機能をそこまで伸ばして参るといふ方向で進んでおるのであります。それが確立いたしますまではやはり多少時日を要しまするので、その間の状況につきましては、われ／＼としては、縣の御主張なり、あるいは食糧事務所の希望、その他農業調整員の方々の御意見を十分

○坂本(實)委員　ただいまいろ／＼御意見を承つたのでありますが、提案理由の説明の際にもお話がありました通り、轉落農家の実態の把握の困難ということは、われ／＼も一應認めるのであります。しかしながら、實際現場に行つて見まして、あすから食うものがない、自分がつくつた米のありつたけ

を出し、なお足りないために、ほかから買つてまでこれを出したというよう
な、実に悲惨な状況もあるかのように
見受けるのであります。これに對しま
しては、少くとも政府は、もつと根拠
のある立場において処理されなければ
ならないものであると考えるのであり
ます。ことに作報の行き方について、
今いろ／＼お話もありましたが、少く

とも農家においても、あるいは町村当局においても、あるいは農業調整員の方も納得することが必要なものであります、これなくしてはいつまでも水かけ論であると考えられるのであります。せつかく作報の仕事に重点をおいて農林省がお考えになるとするならば、今のような秘密主義を廃して、少くともつと民主的なお考えに改めなければ、この問題は永久に解決できない問題であると考えるのであります。特にこの点については御留意を願いたいと思います。

さらに、三月二日付で連合軍総司令部から覚書が参つておるのでありますが、主要食糧配給制度の強化に関する件につきまして、いろいろ例を示されておるのであります。實際消費者の立

○安孫子政府委員 スキヤツプ・インの例示いたしました中に、消費者として許容さるべき主要食糧付面積の最高限度の設定ということがございますが、この点の御質問だと思います。実は消費者であつて、相当廣い面積の耕作をいたしておる者、特にそれが主食をつくっている場合には、その事情を

考慮して配給したらしいのではないかと
というのがスキヤップ・インの趣旨で
ございます。しかしながら、戦争中も
そうであります。戦後におきまして
も、相当家庭菜園を奨励いたしました
し、現在の窮迫している食糧事情にお
きましては、やはり家庭菜園を相当奨
励して行かなければならぬと存じま
す。それを非常に押えつけるような方
策は、私どもとしてはとるべきではな
いと考えております。しかしながら、
指令の趣旨もございますので、大体消
費費で六十坪以下のものについては問

題にしない、二畝以上三畝なり四畝なり
くつておる者、しかも消費者としても
扱われておる者については、しかるべ
く考えなければならぬのではないかと
考えておるわけであります。この点に

○坂本實(委員) われ／＼が地方をまわつて見ますと、漁村部落等においては特にこの問題があります。山の陰とかほんの空間地を利用して、いろいろ／＼をやっておる状態でありまして、あまりそれが極端になると、せつかくの増産意欲を阻害することになると思います。これらについては特に実情を御考慮になつて、妥当な施策が望ましいと思うのであります。

さらにもう一点伺いますが、食糧配給公團の基本金の増額問題であります。われ／＼食糧公團の問題について

はまた別に意見を申し述べる機会もあると思うのでありますが、この食糧公團の今度の増額は、参考資料にもありますように、特に電話その他小運搬器具を用意するために必要な資金だと思

われませんが、産地側における集出荷の問題、あるいは需要者側における持込み配給の問題というような幾多の問題があるのではありません。現在の公團の配給業務をもつと能率化しなければならぬことは、政府当局も御承知になつてゐると思つておりますが、今度の増額が先ほど申しましたような使途があるからなされるものとしても、もつと積極的に考へてみる御意思はないか。中途半端なことでは、この配給業務が円滑に行われぬと考へられるのであります。これらの点について所見を伺つておきたいと思つてあります。

○安孫子政府委員 公團の基本金の増額につきましては、この前の国会においても、御審議によつて五千万円の増額をしていただいたわけでありまして、その当時から申し上げておりましたように、実は当時の財政状況からして最少限度のものを御審議いただいたわけでありまして、どうしても足りませんでした。今更には御審議をお願いすべく改正法律案を提出した次第であります。この基本金の使途は、電話とか金庫、あるいは運搬具とか、そういう実務面において、どうしても必要なものの充実にありますので、消費者に對しまするサービスを向上させる意味から申し上げても、万やむを得ないものである。かように考へておりますので、御審議をお願いいたしておるわけでありまして、これにからみまして公團の末端機構を將來どういふふうにか考へて行くかというお話であつたかと存じます。公團の末端機構につきましてはいろいろ議論がありまして、最もゆるやかと申しますか、サーヴィス面を強調

する結果からでありましようが、登録制をとつたらどうであらうか、あるいは全面的な代位制度をとつたらどうであらうかという御議論があるのではありません。われわれもいたしまして、要するに食糧管理が円滑に、また消費者のためにもなるように運営されることが、最も望ましいことでありますので、その観点からいろいろ從來から検討を加へて研究しておるわけでございますが、結論といたしましては、現在のようない應表面的には平靜であるかのように見えます食糧問題も、実は一枚皮をはいて見ますと相当深刻な問題がありまして、需給の均衡を何とかやりくりをつけておるという段階におきましては、やはり統一的に末端まで、一つの機構によつて運営されることと最も消費者のために望ましいし、また食糧管理の上から言つても、最も妥当であらうという結論を出しておるわけでありまして、換言いたしますならば、原則として末端機構はこの際は現状のままで行くことが、最も適當であるという結論を私は私どもといたしましては持つておるわけでありまして、しかしながら閉鎖機関処理委員会の管理に属しております旧公團の精米所、配給所等が多少ございまして、このうちの一部をテストケースといたしまして、あるいは代位制を加味した運営をして見たらどうであらうか。これは多少とも今後食糧事情が緩和いたしました際に、どういふ方向に問題を持つて行くのが適當であるかということ、この際多少ともテストして見たらどうかという考へ方もございまして、その点も多少考慮はしております。しかしながら原則的には、やはり現状の組織を

もつて末端が参りますことが、最も適當であらうという考へ方をいたした次第であります。

○坂本(實)委員 公團の運営につきましては、さらに意見を申し述べる機会があると存じますので、これはこの程度にいたします。

最後にもう一点、今回統制の対象となります類の加工品の範囲を明確化するということでありまして、私は先般千葉縣下の視察に参りました際に、特にそういう感じを受けたのであります。一体総合配給というものが行われる以上、また同時に総合供出というものが行われてもよいやないかという考へをいたしましたのであります。この点についてどうお考へを持つておられるか。この機会にたゞしておきたいと存じます。

○安孫子政府委員 間違つておりました。たまたま御質問を受けたと思ひますが、問題は米と米といふものと代替の問題であらうかと存じます。要するに総合供出でありまして、米と米といふ考へ方をとらなければ、米と米といふ間に一定の比率を設けて、米を出すかわりに、いもは相当出してよいという措置を講じてしかるべきではないかという話であらうかと存じます。これは一面また消費者の立場を御考慮したいと私も考へておるのであります。やはり昨今におきましては、都市におきましては米の食料率が一体どれくらいであるかということ、実は消費者としては深刻な問題でございまして、年間におきます米の配給率を上げて行くことは、量の確保と同時に、食生活の安定の上に欠くべからざる問題であるのであります。一定

のカロリーさえとればそれでいいやないかという議論もあり得るかと思ひますが、やはり日本人の食生活から申しまして、米をどれだけとるかというところは、消費者の立場において、最も深刻な問題であります。総合供出の理の観点からいたしまして、総合供出の理論的な立場から申しますならば、一定の交換比率をもつて出すならば、米であらうかといふところがかまわぬわけでありまして、ただいまお話のございましたような意味のかんしよと米の代替供出を無制限に認めるといふことは適當ではないやなからうか。かように考へる次第であります。

○河野(謙)委員 坂本委員の質問に關連して長官にお聞きしたいのですが、先ほど基本金の問題が出ましたが、私が聞くとところによりますと、食糧管理局の経理は、いわゆる販賣代金はそのまま一本のパイプで末端から本部まで流れてない。言葉をかえて申しますならば、各縣の支局において販賣代金を操作しておるといふ話を聞いております。それがために各支局において相当の手持資金を持つておる。私の聞いておるところでは、まだ事実の調査は済んでおりませんが、ある支局においておるといふような、非常に腐敗した事例があるやに聞いております。おおよそ各公團の資金の操作は、とるべき金は末端から一本のパイプで本部まで流れて、また支出の方は当初の予算に従つて別箇のパイプで本部から資本が流れます。かようになつておることが例であります。しかるに食糧の關係の食糧公團におきましては、今申し上げました

ようなまつたく異例的な経理事務が行われておる。それがために、本部においては國の予算の關係で金融關係の操作に困つておる現状にあるにかかわらず、末端の支局においては、今申し上げたように金が遊んでおる。またその金を故意に手元にためておいて、銀行の方の便宜をはかるといふような事例があるやに聞いております。もしさうな事実があるとすれば、これは不穩當なことであり、また今後食糧公團の経理事務を、根本的に私は改正しなければならぬと思ひますが、それにつきまして政府といたしましていかなる御見解をお持ちになつておるか。これをひとつ伺いたい。

それからついでに伺いたいのですが、今総合供出、代替の問題が出ました。今の供出は米を基準にして米石換算で大小麦もやつておるようですが、私はこの換算率は當を得ないと思つております。たとえば小麦のごときは非常に農家から見ると率が悪く、従つてなるべく小麦を出さないでほかのものを出すといふことで、相当小麦の收穫があるにかかわらず、内地の小麦の供出が減つておるといふような事実の上から見まして、今の換算率は當を得ないと思つております。政府は今後この換算率を改める御意思がないかどうか、これもひとつ伺いたいと思ひます。

○安孫子政府委員 食糧配給公團の経理面について、地方支局が相当販賣代金を持つておいて、それを各方面に融通しておるといふような事実がもしあるといたしますならば、これは非常によろしくないことだと私は考へます。やはりこれはすべて中央に吸収し、また中央において示した範囲内において

の予算をもつて、経理をして行くというのが原則でありますし、また昨今の経済情勢からいいたしましても、当然これはそうした方針によつて強行すべき性質のもので存じます。よく調査をいたしてみたいと存じますが、あるいは地方官團から切かえまして関係上、その当時におきまして、多少そうした事情もあつたのではないかと想像いたしますが、もし現状においてもさうな事実がありますならば、これは至急是正したいと存じます。

それから換算率の問題でございますが、これはいろいろ技術的な根拠に基づいて、一應出しておるのであります。が、この間にいろいろ誤りもございまして、あるいは見方の違いも出て参ると思ひます。また供出に対する影響等も考えなければならぬと存じますので、十分御意見の点を参酌して検討いたしてみたいと思ひます。

○松浦委員長代理 それでは淵通義君。

○淵委員 私はこの食糧管理法の一部を改正する法律案におきまして、食糧の適正配給ということが考えられるわけですが、そういう問題を研究するに際しましては、少くとも現行の農家の保有量を、相当根本的に考えなければ、現在のごとき保有率をもつてこの食糧管理法を実施するならば、農村には相当むりがあると信ずるのであります。従いまして農家の保有率の問題につきまして、私の考へている問題を申し上げて、政府の御意見をただしたいと思つてあります。もと／＼保有率の問題は、食糧増産確保の問題と関連する問題でございすけれども、まず今日の農家の保有率というものは四合

と、一應きまつておりますが、はたして四合の保有でもつて、農家が労働しておるかということを詳しく研究し、また実際の農村に入りまして統計資料をとつてみすれば、決して四合では働けない。農家と申しまして、いろいろ種類がございしますが、大多数は四合では働けない。少くとも五合ぐらいの米を食わなければ、政府の要請にこたへるだけの増産はできないと私は考へておるのであります。御承知の通り、農業は非常な重労働でございます。従つて重労働におきましては、四合五合ないし五合、特に農家におきましては、御承知の通りいろいろと冠婚葬祭といふものがございまして、その間に消費するものが相当の量に上つております。そこで私は現に農村は四合以上食きり認識してもらはなければならぬ。もし今後農村に対するところの統計といふものが、かりに完備しましたことを考へるならば、だん／＼完備へとたどつておられますが、もし完備いたしましたならば、現在の供出方式であるところの生産量から保有量を差引いた残りを出しますれば、おそらく統計の完備した後にございましては、四合ぎり／＼で、四合以上食べることはできないといふことが、当然の問題として起ると思ひます。現在は幸か不幸か、統計が不備なるがゆえに、四合も、五合も六合も食べる場合がある、農家におきましては起る。それで辛うじて政府の要請する食糧増産をやつておる。そこで私はこの現実といふものはつきり認識していただきたい。一歩進んで言うならば、もし現在の保有量といふものを四合で打切るとするな

らば、農家には働くだけのカロリーを與えるために、塩干魚といふものを相當に適正に配給してもらはなければならぬ。今日農民は米四合をもつてその蛋白質を供給しておる、そこにむりがある。そこで少くとも四合の保有率でもつて打切るとするならば、それをカバーする、働けるだけの蛋白質を與えるだけの、塩干魚の配給を適正にしてやらなければならぬといふことが考へられるのであります。

次にこの保有率の問題ですが、総合保有率といふものは、御承知の通り今日の状態におきましては、大体縣單位になつておりますために、その結果は一体どうなつておるか申しますれば、米作地帯、畑作地帯といつた、おのの生産形態の違つておるところにおきまして、非常なむりを超つておる。その結果日本の美風であるところの、りつぱな郷土食といふものが失われておるといふことを、深く考察してもらはなければならぬ。たとえば縣の総合保有率といふものを米、麦、かんしよとわけてみます場合、米が七十、麦が二十、かんしよが十といふようなことになつて來ますときに、あるもの実際の生産といふものを、米が三十、麦が五十、かんしよが二十といふ比率でやれば、百パーセント程度になります。こういうことを適正にするならば、その村の保有率といふものは、現在の縣單位の総合保有率で言うならば、米が二十、麦が二十、かんしよが十、こういうことになります。結局五十パーセントの残りといふものは、還元米をとらなければならぬ、還元配給を要求する結果となる。従つて現在の縣單位の総合配給といふ

ものは、還元をまず／＼ふやす方法以外にないと私は考へます。従つて郷土食を／＼ふやす意味におきまして、縣單位の総合保有率といふものを、各市町村單位に持つて行くならば、適正なる郷土食が生まれると信じます。こういう点に対して政府はどう考へておるか。

また家畜の問題につきましても、農村における牛馬の飼料の今日の保有率といふものは、わずか八斗になつておりますが、これも一石二斗くらいに保有率を高めて行く、また乳牛を飼つている場合におきましては、乳牛の頭数に應じてスライドして行く、こういう一連の農家の保有率といふものは、つきりとして行かなければ、今後農村の食糧の生産は生まれぬ。特にこの管理法によつて嚴正公平にこの法律が実施せられるあかつきにおきましては、農村はまつたく四合において働けなくなるといふ結果になると思ひます。政府當局は、現在の農家の総合保有率における四合配給、総合保有率に対する関係をどう改める考へか、それを承りたいと思ひます。

○安孫子政府委員 これは御承知のと存じますが、俗に四合保有と申しておりますのは、これは年齢別の保有数量の加重平均値でございまして、内容を申し上げますならば、農家につきましては、一歳から七歳までが二合、八歳から十五歳までが三合五合、十六歳以上が四合六合といふ基準で、これを年齢別加重平均いたしますと、大体四合になるといふことになつておるわけでありす。ただいま申し上げたことは、余分なことでございますが、結局加重平均でありますこの四合保有では、農

家は生産に支障を來すのではないかと申すのでございす。従つて郷土食を／＼ふやす意味におきまして、縣單位の総合保有率といふものを、各市町村單位に持つて行くならば、適正なる郷土食が生まれると信じます。こういう点に対して政府はどう考へておるか。

それから総合保有率の問題でございすが、いろいろ／＼郷土食等の関係からいたしまして、不合理な点があるといふお話でございすが、この点は宮崎縣については特別の事情もあるように私は聞いておりますが、これは十分研

究いたしまして、別にお答え申し上げたいと思います。

○淵委員 今の総合保有量の問題については、私の言いました府縣単位のもの、全国的に市町村単位にするというところについても、政府当局の御考慮を願えるのですか。

○安孫子政府委員 現状におきましても、大体その後府縣におきまする総合保有を縣単位に――町村の特殊性に應じまして、縣としての保有率をきめて運営いたしておると私は承知しております。それが地方々々の実情によつて多少かえておる縣が相当あると思ひます。

○淵委員 今長官の申されました縣の実情において、町村々々に縣自体が勘案して行くというところでございますけれども、むしろ総合保有率ということを一つの理論的根拠とするならば、各村単位にやるのが最も理論的に合致するのではないかと思います。そうすることにおいて、別に政府当局において手間がかかるという面がある方面にあるのでございませうか。ちつとも手間がかかるから、かえつて農家の供出を増すことになると思ふのであります。が、さう政府当局において御考慮願つて実行に移してもらいたいと思ひます。

次に労務加配等農家保有の問題でございませうが、農家の保有制度が生れましてから相当年数がたつております。農家の保有がきまりました當時には、四合というコンスタントがございませう。これに対して労務加配は、数度の改正によつて相当量を増しておるのでございませうが、その労務加配の基準と、農家保有のコンスタントとの関係

をはつきり話してもらいたいと思ひます。どういふわけで農家保有がふえないうで、労務加配がぐんぐんと上ることになつておるか。その点を……。

○安孫子政府委員 農家の保有率につきましては、大体動かないで来ておりますが、労務加配はどん／＼増加をしておる。その間の因果関係と申しますか、あるいは相対的な関係はどういふわけでそうやつたのかというお尋ねでございませう。先ほども申し上げましたように、農家の保有率につきましては、まず冠婚葬祭等を考慮に入れないで、実際に農家の人の食べるだけ、年間通じて考えるならば、農繁期にはあるいは一升飯を食べるかもしれないが、一年間通じて見ますならば、現在の日本の食糧事情におきましては、その辺が大体最高限である。また農作業にもさう大きな支障は来たさな。全体的な調整におきましては、その辺が適切であらうというふうにお考えでございませう。一方労務加配の方は、食糧事情が相当終戦後窮乏しておりましたので、非常に圧縮に圧縮を重ねてやつて来ておるのであります。多少事態が緩和されました機会において、昨年この率をきめて、これを上げました。が、これは農家との比較において、さう不均衡を来たしておるとは考えておりませう。よく例にとられますのは石炭労務者については六合であるが、農家は四合であるというのは、非常に不均衡であるという御議論もしばしば承るのであります。が、石炭労働者に対しては、働いている人だけについての六合でございまして、家族構成全体からこれを平均的にならしてみますと、やはり農家の保有は日本の現情におきましては、最も高い水準を保つておるといふことが言えると思ふのであります。端的に申し上げますならば、労務加配の方は、配給を受ける方の立場であります。ゆえに、終戦直後のいろ／＼な事情からいたしまして、非常に低いところに持つて来ておかれたものは、多少改善したというふうには私は考へております。

○淵委員 配給、保有量問題につきまして、いろ／＼議論を聞かしてございませう。が、実は安孫子長官は、現実の農村の配給量は不足であるが、一應妥当であるといふこととあります。私が調査しました結果と申しますか、東京都の統計を調査してみますと、配給外に購入されているという問題でございませう。これを六大都市について見ました場合に、大都市には一日一人の米の消費量が百七十八グラムといふことになつております。実際の配給は百三十九グラムであるから、大体四分の一が物交あるいは自由購入している。小都市は二百四十四グラムで実際の配給が二百七グラム、農村では先に申しましたように、実際の消費量が三百八十五グラム、冠婚葬祭を入れて五百九十グラムということになつております。このことを考へてみますと、実際の農家の消費量は、統計調査局の近藤博士ともいふ／＼協議したのでございませうが、平均四合五勺は必要であるという結論を、統計調査局でも出しているようでございます。作報はこれだといふ言つておりますが、近藤博士は四合五勺は絶対必要であるという結論を出して、今日学問的な理論体系をつくつておるのですが、これについてどう考へておりますか。

と、やはり農家の保有は日本の現情におきましては、最も高い水準を保つておるといふことが言えると思ふのであります。端的に申し上げますならば、労務加配の方は、配給を受ける方の立場であります。ゆえに、終戦直後のいろ／＼な事情からいたしまして、非常に低いところに持つて来ておかれたものは、多少改善したというふうには私は考へております。

○安孫子政府委員 四合が全体のバランスから申して適當であつて、農家もその辺のところでもまんをしてもらわなければならぬと私の申し上げたのは、先ほども申したように、現在の生産数量をもつてはさういふことを考へざるを得ない。こういうこととあります。従ひまして統計調査局等が四合五勺という実際の数字をお持ちかもしれないが、これは実際はそれだけのものを消費しておる事実もあるのではないかと存じます。しかもそれを端的に申しますならば、生産に上つて来ないものがあるという前提において考へる方であり、従つて生産量に純粹の増産の形でないものが出て来ることになりなれば、その辺は並行して考へて行かなければならぬ。こういうふうには考へます。

○淵委員 次に食糧の基本的問題に触れるのでございませうが、それに入る前に一言お尋ねしたいと思ひます。今日御承知の通りかんしよの消費者価格と生産者価格の差額に非常な距離があるのです。これをいろ／＼と調査研究してみますと、かんしよはあつたばかりとんと水分を九〇％近くも持つておる生産物なるがゆえに、供出が一度に参ります。その結果かんしよの腐敗率が非常に大きい。かんしよの腐敗率を掛けの結果、消費者価格と販賣者価格との値段が高くなつてゐる。私はこ

ういふことを聞いているのでございませうが、政府はかんしよの腐敗率を幾らにみておるか。

○安孫子政府委員 生産者価格と消費者価格の価格差の問題は、もちろんただいまお話のございました腐敗率の問題も加味せられ、あるいは運賃のプ

ルの関係も加味されておりました。開きが出ております。腐敗率につきまして、間違つた数字を申し上げてもいかがかと思ひますので、午後具体的に検討しまして、申し上げたいと思ひます。

○淵委員 腐敗率のパーセンテージはまだお待ちになつておらぬということですが、私の觀察と申しますか、縣内あたりの事情を調査しました結果によりましては、十二、三パーセントという結論が出てゐる。しかし食糧のパーセンテージとは大体倍くらい差がある。食糧の方で考へてゐるパーセンテージは五％くらいではなかつたかと想像するのであります。そこでかりに五％なら五％の腐敗率を見込んでかんしよ価格の値段をきめるといふことになりなれば、森農林大臣は非常に得意になつて、今後のかんしよの貯蔵につきましても、不朽方法が何かするといふことのようにですが、このかんしよの貯蔵法について一大発見をされておるといふこととあります。今後かんしよは絶対に腐敗しないといふ一つの理論のもとに進んでおることを聞いておりますが、さうした場合に、かんしよの値段というものは、当然今まで五％腐敗したものだけ差引かれるといふことになれば、その五％の経費はかんしよの生産者価格にプラスして高くするお考えはないか、その点をひとつ。

○安孫子政府委員 大臣が説明されたのは、想像でございませうが、おそらくキユアリングの問題ではないかと思ひます。キユアリングを実施いたしますれば、腐敗が減ることは事実でございませう。従ひまして今度も政府といたしましては、援助資金を相当廣くいたし

まして、キユアリングの普及をはかりたいと考えております。キユアリングをいたしたいものについては、それだけコストが高くなりますし、また数量も減るわけでありまして、普通の価格よりも高い値段になり得るというところは考えられると思うのであります。

○淵委員 大政府はその物理操作と申しますか、それを実行することによって上るパーセント、腐敗のパーセントを何パーセントにお考えになるか。

○安孫子政府委員 間違つたらあとで訂正をいたしたいと思いますが、キユアリングをいたしたいので、水分の発散がございまして、目減りは相当ございまして、純粋の腐敗率の比較にはならぬと思いますが、またキユアリングをいたしたいので、全部が全部腐敗しないというわけにもいかぬかと思ひます。少くとも半分以下になる。率はちよつと忘れましたが、あとで調べて價格を織り込みます際に、いろ／＼控除した数字は申し上げられませんが、半分以上にはなるといふふうには存じております。

○淵委員 あまりつづ込んで言うようですけれども、非常に百姓は眞剣でございまして、できるだけ数字を出して見合ふような方向にもつて行つて、利益が出るだけ、かんしよの價格を上げる方向に努力をお願いしたいと思ひます。これで質問を打ち切ります。

○松浦委員長代理 午前中はこの程度にとどめまして、午後は一時より再開いたします。暫時休憩いたします。

○坂本委員長代理 休憩前に引続き會議を開きます。井上良二君。

○井上(良)委員 食糧管理法一部改正法律案について数点質問をいたしたいのですが、私が一昨日要求いたしました資料がまだ提出されませんので、この資料が提出された後に、さらにその資料に基きまして質問をいたすことに了解をお願いいたします。

そこでまず第一に伺いたい点は、この法律を出すに至りました政府の意図は、司令部から食糧確保に関する指令があつた。その食糧確保は政府の手持米をできるだけゆたかにする必要がある。一方は食糧確保臨時措置法を改正すること、一方は配給統制を厳重に行うこと、この二つから出ております。しかし問題は、政府の倉庫にありますが管理米を、いかに公正に配給するかという立場から考えます場合は、当然この法案は具体化される必要がありましかれども、問題は、それを公正に行うだけの具体的な資料なり、また対策なりが十分確立されなければ、そういう準備なり資料が整わぬ先に、配給統制を行ひました場合は、末端配給には大混亂を生じて来るのであります。この面から質問をいたしたいのであります。その配給統制をやる、配給割当をやるというところの政府の割当の基礎的な数字と言ひますか、それは一体いつの数字をもつてやろうとしておるのか。多分これは先ごろ行われまして國勢調査による人口調査によつて大體所要數量を押えて、それを各縣別に割当ててやろうとしておるのじやないかとわれ／＼は想像されるのであります。また現に政府が去る四月以來各縣

に対して、それ／＼予定わくをおろして、その予定わくによる配給統制を実行しようとしておられますが、一昨今のわが國の人口動態、特に消費人口、それから農家人口、労働加配を受けます受配人口、さらにまた一部の保有農家の人口、こういうものを押えるのには非常にむづかしいのであります。實際上非常に困難であります。それを一政府は、どういう資料とどういう方法で、この配給割当の基礎になる人口を押えようとするか、これを一應御説明願ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 食糧管理法の一部を改正いたしました。適切正確な配給を実施しようというのであります。端的に申し上げますと、今回改正しようとした法律の大部分の條項は、從來法律上の根拠はありませんでした。が、通牒その他によりまして、この條文にある方針によつてこれを實行して參つておるのであります。従ひまして、大筋のやり方といたしましては、從來とかわりはないと思ひます。ただ法律事項になりますために——またそれが指令の意味にも合致してゐるのであります。このやり方が厳格に行われるところに、いろ／＼の問題を惹起する可能性があると考えております。ただいまのお話もその点を御指摘になつてゐることと存じますが、お話の通り、これを厳格に實行して參りました場合には、基礎的な資料を十分整備しなければ、いろ／＼問題を起すことその通りだと存じます。かりに申し上げますならば、現在の人口は、昨年内閣において実施いたしました、常住人口調査の結果に基きまして、その後の増減者、あるいは轉入、移入の關係等を月

月考慮いたしましたして、基礎的な數字を算定いたしております。また保有數量につきましても、管理台帳その他の資料によりましてこれを算定いたし、なお月々の状態は、縣ごとにいろ／＼実情がかわつておりますために、その方面と十分な連絡をとつて配給量をきめておるわけでありまして、御指摘の通り、配給台帳あるいは食糧管理台帳といふものは、配給台帳はそれほどありませんが、管理台帳といふものは、現在十分整備いたしております。地方により記載事項もまち／＼でありますし、また一部正確な調査をいたしておる所としからざる所とございまして、従ひまして、一定の方式によりまして、正確な食糧管理台帳の整備をはかりたいと考えておりますが、これは本法施行と同時に——ただいまから準備はいたしておりますが、あわせてこれらの裏づけとなります、各種の資料の整備をはかつて参りたいと考えておる次第でございまして。

○井上(良)委員 本法の第八條の二に、農林大臣は毎月配給計画を知事に指示して、知事は実施計画を定めて公團、市町村長に指示する、こうなつておられます。そうすると、具体的に申し上げますと、政府から配給の実施計画によつて公團及び市町村に指示される數量と、現住人口による通帳の発行とにどう処理しようと思はれますか。

○安孫子政府委員 毎月配給計画を定めて都道府縣知事に指示するといふことは、要するに人口動態を正確に把握いたしたためには、四半期その他の計画ではいかぬのであつて、やはり毎月毎月の実情打合せによつてやらなければならぬという趣旨から、毎月主食の配給計画を定めて指示することにいたしておるわけでありまして、それでもなおかつ現実の問題と合致しないという部分が出て来ると思ひます。そういう場合、從來はどういうことになつておつたかと申しますと、知事といたしましては、配給上の責任を持つておりますために、公團の手持を食ひ込んで配給をしておつた。やみと申しますと語弊がありますが、中央との打合せなくしてその間の操作が行われておつたといふのが実情でございまして。ある場合は、一般消費者のわくにおいてこれを解決しておつたといふこともあるのであります。そういう場合、現実の面とどうしても食い違ふ点については、縣の方から再び中央と打合せをいたしまして、中央の了解のもとにおいて、その問題を解決して行くという措置を講じて参りたいと思つております。

○井上(良)委員 そうすると、たとえ一週間分とか十日分持つておりました、公團のランニング・ストックは認めないのですか。全然そういう操作は認めず、あとの実情により報告を受けて処置するということになると、たとえ百人なら百人、二百人なら二百人だぶつく人口が生れた、いわゆる通帳と實際指示された數量との食い違いがここにつくた際、これは法律によれば配給できない數量になる。そうすると全体に遅配をさせておいて、それらの人に配給するようにするのか、それともそういうだぶつく人口については、政府の指示を得なければ配給できないことになるので、それに配給

をしないことになりませんか。ランニング・ストックは一切認めない、操作米は一切許さない、わくの融通は一切認めないということになるか、そのことは具体的にどうなりますか。

○安孫子政府委員 ランニング・ストックは、一週間なりあるいは十日なりを公團に持たしておきます。その点は従来とかわりございません。また御指摘のような事態が生じた場合、そのための用意をいたしまして、できるだけ應急用という名前のものと、府縣知事に多少のわくを與えておきたいと思っております。

○井上(良)委員 ランニング・ストックを持たしておくといいことになりまして、今申しましたような事態が起りました場合は、そのストックを使つてさしつかえないのですか。

○安孫子政府委員 ただいまのような事態が生じた場合は、さしあたり應急用のわくをもつて一時をつなぎまして、その事態の内容を本省と相談いたしまして、話のついたところであつてを処理して行くことになると思ひます。

○井上(良)委員 さらに大事な点は、配給台帳を絶対信頼できるものと政府はお考えでありますか。われわれといたしまして、配給台帳は、御存じの通り末端配給機関が持つておるものでありまして、実際人口との上にいろいろ動きやかりが起ります。従つて人口の動態を正確に押えることが必要であり、單に配給所から報告されて参ります人口だけを基礎にして配給量をきめるといふことは、いろいろ問題が横たわつて参ると思ひます。政府はここに新しき配給台帳の整備をする

ために、人口動態の確實な調査を必要としはしないかと思ひますが、その点についての対策を何かお考えでありますか。

○安孫子政府委員 配給台帳については、おおむね正確だと存じます。が、多少問題の点もないとは考えられないのであります。人口の把握あるいは人口のクラスフィケーションにおいて、もう少し適切な資料を整備することの必要なことは確かだと存じます。

われわれはその点について、実は住民登録法の制定を期待いたしておつたのであります。予算等の関係からいたしまして、住民登録法が今国会に提案にならなかつたのであります。大体住民登録法の趣旨に基きましたような一定の調査を、今後できるだけ早い機会に全國的に調査したいと考えております。

○井上(良)委員 話をもとへもどりますが、政府からおりました實際数量と、現実の人口との食い違いによる場合は、いわゆる應急米によつて処置をする、こういうことですか、現実の配給操作の面において遅配は起らないかと政府はお考えになっておられますか。非常に大事なことであります。この点を伺つておきたいと思ひます。

○安孫子政府委員 必ずしも実はさうにはならないのではないかと。たとえば現物操作の關係からいたしまして、実績上遅配の起る場合もあると存じます。また從來やつておりました方法が、地方によつてまち／＼の点もありますので、それを一定の方式に切りかえますために、その間に多少の行き違い等もありまして、遅配を生ずる場合

もあろうかと存じます。原則的にはないと思ひますが、やはり時期あるいは特殊事情によつて、遅配が起る場合も考えられると存じます。

○井上(良)委員 その次に大事な点は、人口の増加率を政府は一体どういう算定において押えておられますか。それから都市に轉入して参ります者、轉出して行く者、その率を一体どういう基礎で押えられておられますか、それを一應御説明願ひたい。

○安孫子政府委員 人口の増加率は厚生省關係の人口調査所の資料に従つて私どもは取扱つております。それから轉出入の關係は、たとえば東京都にどれくらい入るかという一應の想定はいたしまして、これを現実の配給の面で処理いたしますためには、やはり轉出入の手續を処理いたしたものに

ついて考へておる次第でございます。

○井上(良)委員 次に農家保有量の問題ですが、農家保有量というものは、一体一定量確保されることになつておりますけれども、現実の供出の割當の關係から、この農家保有というものがいつも脅かされ、はなはだしきにいたりますと、これを削らなければ供出の完納ができないというような地帯が、非常に最近多くなつておりますが、そういうふうな非常に極端な面と、農家の保有というものが相当余裕のある地帯と、この二通りあるわけでありま

す。そこでもちろん供出の割當にも關係をして参りますが、農家の人口動態、實在人口、いわゆる食糧管理台帳、この台帳の作成の方法、これは一体最も公正に、最も正確にいたすのは、どういふやり方をとらうかと思ひます。非常に大事であります。

からこの点を伺ひたい。これは一部保有農家にも關係をして参ります。

○安孫子政府委員 從來の食糧管理台帳は、大体中央の指示に基きまして、そのした台帳をつくるのが適當であらう。そのためにひとつしつかりやつてくれというような意味においてやつた。これは随分前だと思ひます。それが一つのきつかけになりまして、市町村等において管理台帳を作成しておるのであります。この点を全國的に整備して、非常に強力正確なものにするという試みは、十分今までなされてお

りません。従つて管理台帳の現実の姿は、町村によつてはございません。所々ありますし、ありまして非常にずさんである所もありますし、また非常に正確である所もあるというまち／＼な状態です。私もこの点について、これは、この点を何とか整理せなければならぬと考へておられますが、何かしら一定のフォームをつくり、ある程度の規則の上の統制力と申しますか、整理方針を確立いたしまして、管理台帳の整備をはかつて参りたいと考えております。

○井上(良)委員 これは先般私もが轉落農家の実情を調査に参りましたときに、奈良縣のたしか大正村であつたと思ひますが、台帳は非常に正確なものをくり上げてあつたのであります。それはひとつの委員會制度のようなものをつくりまして、いわゆる耕作反別、農家人口、年齢別、異動別、あるいはまた地方、耕地、水利等のもろの關係を全部調査いたしまして、それによつてそれが一應でき上りますと、部落全体の公團会にかけて、そこで全部の立会いの上で、この調査が正

確なものであるかどうかというのを確めた上で実施するといふやり方をとつておるのであります。しかしこういう正確なやり方をいたしまして、他面正確なものでなしに、かえつて政治的ないろ／＼な動きによつてごまかされてしまふといふような地方があるために、正確にやればやるだけ損をするといふような声を聞くのであります。もうこの次からはこういう資料は縣へは出さぬ、從來やつておつたやり方で行くといふようなことで、正直者がばかをみるというやうな実情を、私もは實際に見て來たのであります。従つて管理台帳の作成はあくまで公平妥當な、たれが見ても納得できる資料と方法によつてつくり上げなければならぬと考へますし、なお特にこれが一番影響して参りますのは、一部保有農家の問題であります。一部保有農家に対する取扱ひといふものは、大体実行組合長なり、市町村長の政治的な手腕によつて左右される部分が非常に多いのであります。従つて實際上これを正確にするためには、そういう市町村長等の政治的な動き、あるいは考慮といふものを全然粉砕する一つの实例がつくられませんと、實際政府の意図することにならず、かえつて村においては、勢力の弱い一部の保有農家の面に非常に重く割當がかかり、また早くから飯米をなくさなければならぬといふ実情になりますから、その点はいくとも管理台帳作成による方法といふものを、十分あらゆる資料を集めて検討されて、りつばなものをよくよくにしていだきたいといふことを考へるのであります。

次に伺ひたいのは、さきに坂本君か

つきりと立ててはおりますし、また將來も区分をはつきりいたしたいと思つております。

○井上(良)委員　区分ははつきりできると思いますが、問題は電話以外はみな大体消耗品ですから、そうしますと前のものがつぶれた。ところがつぶれたという報告は政府にするでしようが、それとこれとごちゃ／＼になりはせぬかという危険がここにあるのですから、よほど区わけということとは、同じ人が使つておりますから、同じ末端配給所で利用するのですから、むずかしいのじやないかと考えるのですが、いつその公園の閉鎖機関が持つておりますこの什器を、公園が全部買つてしまつたらどうか。そうしたらやつかいなことはなくなる。それを全部買うとすればどのくらいの金がかかるか。食糧配給公園がここの半年や一年で、ただちに民間にまかしてやつていいというような事態にはなか／＼ならぬと想像されるのでありますから、そうするならば、その閉鎖機関の持つておる什器というものは、金を出して借りておるといふのならば、いつそのこと買い込んでもらつた方がいではないかという考え方が一應成立つのであります。が、それに対する考えはどうでありますか。

○安孫子政府委員　その点は私もさように考えます。適当な機会に清算事務が終了をする時分におきましては、そうした方針でもつてはつきりさせてもらいたい、かように考えます。

○井上(良)委員　次にこういふような資材をふやすことによつて、持込み配給の能率はどのくらいになりましたでしょうか。大体今までわれ／＼の調べたところ

ろによると、持込み配給というものは年間のうちで大体四割くらいしか行つてない、あと六割は店頭渡しになつてゐる。これがいつも末端においては問題になりまして、特にいもを配給する時期等におきましては、各家庭の主婦は悲鳴を上げておるのです。実はこの價格のきめるとが、消費者價格は店頭渡しまたは持込みということになつてゐる。だからサービスのよい所は持ち込んでくれますけれども、サービスの悪い所はほとんど持ち込んでない。全國的なものを調べてみても、半分くらいしか行つていない。半分は全然持ち込んでない。しかも持ち込んでゐる大部分は米である。ほかのものはほとんど持込みをやつてないという実情である。一番困るものは持ち込んでないのに、一番喜ぶものは持ち込んでゐる。こういう現実の姿にあるわけですが、これだけの資金を使つて、これだけの什器を買入れて、どれだけ持込みの能率が上ると考えておりますか。これを伺いたい。

○安孫子政府委員 その点は一昨日資料としても要求されておるのでありますが、非常にむずかしい。どのくらい金額をふやせば持込み配給の率が現在よりもよくなるか、何パーセントくらい上るのだというお尋ねですが、実はつきりした御返事ができないのであります。ただいま私どものとつております方針は、一品種五日以上配給できる場合においてはそれは持込みをやれ、但しこれは除きます、この辺を最小限度の要求として、公園に強く要請をしてゐるわけでありまして、その結果がおそらく御調査になりました四割という数字になつてゐるのではなからう

かと存じます。それでたとえば五日を三日にする、あるいは一品種でなく、三品種なり二品種なりでも五日以上のもは、家庭持込みをやらせるといふことになりまして、現在の什器のみでなく、人員をもつてはなかなか困難だと私も考へております。これをふやすことについては、この前も国会において、五千人だつたかと思ひますが、定員の増のお話も大体認めていただいたと考へておりますが、その後の情勢によつて、この定員増もただいま見合せておるような状況でありますので、この金額をふやすことによつて、ただいまの四割が五割になる、あるいは六割になるといふことを期待できないと思ひます。しかし現在よりも悪くならぬ、多少ともよくなると思つておられます、ぜひ努力して参りたいと思つております。

○井上(良)委員 多少くらいではしんぼうできないと思つたのです。問題は、私は店頭渡しまたは持込みということになつておるところに問題があるのではありませんから、持込みが全体としてできないということならば、店頭渡し一本に改めてしまふ。そのかわり消費價格をそれだけ下げる。つまり全体を持込みにするために、人件費なり什器なりの負担が重くなるというところも一應考へられますけれども、全体的にわが國の食糧増産その他を考へまして、政府がこのまま末端配給を続けて行く限りにおいては、持込み配給は望まれな。そうしなければいつそのこと店頭渡し一本に改めてしまふ。そのかわり消費價格をそれだけ切り下げるといふ手を打つた方が、私は正直でいいと思ふ。

持込み配給をするというから、一方では少々むづかしいも持込み配給してゐるが、他の方では一向しないという不公平がある。そういう点から持込み配給をやめてしまつて、店頭渡し一本にしてしまふというふうに改めるか、それともさらに一歩進めて、末端配給は先にだけかか質問しておりましたときにお答えになりましたように、問題はこの配給をいづゆる登録制にしてしまつて、末端は切り離す。そうすればみなサービスをよくして、競争して持込みを一生懸命にやるようになる。持込みを一生懸命にやらぬ所はこの次に登録しない。そういう行き方があるわけですから、この際どちらかを一つやられた方が非常に消費者のためにいいのではないか。こう私は考へますが、それについてどうお考えになりますか。

○安孫子政府委員 非常に端的な右か左かというふうなお話でございまして、登録制をとることによつて、その問題が解決するのではないかという点は、これは私は疑問だと思つております。と申しますのは、あるいは一、二度はやるかもしれないが、やはり一定のマージンにおいてこれをやるということになれば、マージンが少い、もつと上げてくれなければ配給はできないのだという形における要求が出て来るのであつて、それを長きにわたつて、自分の経済負担において持込みを続行するということは、一般論として私は考へられないのじやないかと思ひます。しかももう一窮迫して参りまして、食糧操作が小さき配給で困難な場合に登録制をとりますことは、消費者の方でサービスをする家庭に對しましては品種のよいものをやるとか、

あるいはいろ／＼な便宜を供與するが、しからざる家庭についてはそうでないというふうな、悪い面も出て来る可能性がありますと思ひます。現状の食糧事情からいいますと、総合判断としては、現在の直配の形が最も適當ではないかという見方をしておるのであります。この点はいろ／＼見方があつるかと思ひますが、私も彼が研究いたしました結果、その辺が一番妥當ではないかと考へておるのであります。それならば、一面今度は家庭持込みといふことを全然やめてしまつて、全部店頭渡しだといふことで行く、そのかわりある程度の價格の引下げが行われるわけでございます。これは一つの考へ方であらうと思ひます。ほかの方々から、ほかの場所においてそうした御意見を非常に承るし、そうすべきでないか、そういうふうな食糧事情がまだ安定期に入つていないときは、消費者といへどもそれくらいの協力はすべきじやないかというふうな考へ方で、そういう御主張もあるものであります。しかし現在の家庭の状況から申しますと、いつも店頭に行くんだということも、どうも踏み切れない点がございまして、実は今のうちに、できるだけある程度のもつ持込み配給をさせるという方向で行つておるわけでございますので、研究問題としては、あるいは店頭渡し價格あるいは持込み價格とを區別いたしまして、店頭でやりました場合には安くする、持つて来た場合には加算されるというふうなことはつきりしたことにした方がいいのではないかとございまして、それは研究しておるわけでございます。その点は一方的に全然やるとか、全然野放しにしてしまふと

いう形ではなくて、何か適當の方法がないかということ、研究しておることを申し添えておきます。

○井上(良)委員 次に配給代金の問題ですが、御承知の通り、米價がたびたび改訂されましたから、今日四、五人の配給を受けたといたへん金額になつておる、この支拂いに非常に困つておるのであります。最近企業整備または金融等のために、工場の賃金の支拂いが非常に悪くなり、實際上配給の食糧がそのまま購入できないという家庭に至るところに起つておりますし、また工場に配給しておる労働加配米におきましても、工場のいろ／＼な金融その他の關係から、これを購入する金とが得ないという事態が起つておるのであります。これら購入代金の支拂いがある者は猶予してあげろ。ある者はまた月給日まで待つてあげろ。ある者はまたそんなに一度に引取らずに、これを数回に区分して賣つてやるようにするといふ操作をやるべき必要があると思ひますが、これについての御意見はどうですか。

○安孫子政府委員 いろ／＼なケースがあると存じますが、一般論から申しますと、掛賣にしたかどうかという問題があります。それから会社等において給料の不拂いがある場合には、あるいは掛賣なり、何なりしたらどうかというふうにいへば、あるのだから、主として会社給料の不拂いの場合の措置についてのお尋ねでございまいしょうか。一般的にですか。

○井上(良)委員 一般的にもあります。会社においてもありますし、農村においてもあります。

○安孫子政府委員 大体掛賣の問題

は、非常に生活が困窮いたしましたとして、どうしても買えないという者に対して、まして、食糧管理法なり、その面において掛賣という制度を認むべしということが、一つの議論としては成立つと存じます。しかしながら私どもは、そうした問題は食糧管理法等において考慮すべきものではなく、もつと廣い意味において失業対策なり、その他の方面において問題を解決すべき性質のものであると考えております。ほんとうに食うに困つて買えないという者につきましては、生活救護法の適用も現行法としてはございまして、この点は食糧管理法の面において解決すべき問題でなく、もつと廣い意味の、失業対策あるいは社会保険、失業保険という面において考えるべき問題であるというふうに考えておる次第でございます。

それから会社が不拂いしたために買えない場合にどうするかという問題でございまして、これもただいま申し上げましたような原則に基いて、掛賣は認めない。そうした場合に掛賣を認めますことは、非常に言いがかりのようでありまして、かえつて会社の給料の不拂いに対する口実を與えるような場合も、ある面では出て来る場合があります。あるいはまた不良会社の救済策に墮するような場合も、露骨に言えば非常にあり得るのであります。その点は、食糧管理法としてはそういう方針をとらない。ただ非常に困つておる場合に、その日にとり来ないから、あとはもう打切つてしまふというところは適當でないだろうと存じます。それは何日かして金の調達ができ

た場合には、それを渡してやるという措置は講じて参りたいと考えております。原則的に掛賣はやらぬ。これはただいま申し上げた理由で、そういう考え方をしておるわけでございます。

○井上(良)委員 原則的に掛賣はやらぬと言つて、政府は原則的に掛賣で米を買つておるのです。農家へ現金と引きかえて買つていないのです。買うときは現金と引きかえて米を買わずに、賣るときにはほんとうに困つた人により、救護法にかかるとおつた人により、そんなものは問題にならぬのです。これは人間として一人前の生活のできぬ人を助けることになつておりまして、これは人間的な問題でございまして、それから……しかし働きに行きながら給料がもらえぬ。あるいはまだ収入がないのでそれだけを買う手元金がないというので、次の月給なり収入のあるまでひつと待つてくれ、あるいは待たなければ小口で賣つてくれというので、何も金を拂わぬというのじやない。それをあなたの方じや、救護法や失業救済の方でやつてもらつたらいいやない。そこは大分違ふ。これは食糧管理法においてせひやつてもらわなければならぬ。一つは小口で賣つてくれというのと、一つは月給まで、あるいは次の収入まで待つてくれということ。これは非常に大事なことです。これは農繁期においても困つておることでもありまして、それをもつとはつきりしてもらいたい。認めないというのじや困る。

○安孫子政府委員 政府が掛賣で買つておるのだからというお話がございまして、現在は支拂証票というものを

出してあります。これがすぐ金になるわけでありまして、掛賣で買つておるといふふうには考えておらぬわけでありまして。

それから生活救護法の適用を受けられないような場合で、給料が非常に遅れておるためになか／＼買えない場合、分割して渡してくれ、あるいは月給をもらつたときに拂うから現物は前に渡し、くれ、こういう二つの例を御指摘になつておるようであります。分割の点については研究して見る價值があると思ひますけれども、給料をもらつたときに拂うから現物を先に賣れということ、これはやはり掛賣になりまして、この辺は現在の立て方においてはむりだと考えております。

○井上(良)委員 やらうという腹があれば実際にできるのです。昔はみなそややつておつたわけですね。それが食糧営團ができ、公團になつてからむづかしくなつてしまつて、みな困つておるわけですね。実際は労働者や勤める人ほだまじめな者はない。ほかの金を拂わないうでも、米と家賃は拂うというのが、一つのくせになつておる。そういう建前だから掛賣しても絶対倒れはない。もし倒れがあるというのなら、会社の方に話をして会社の方から差引いてもらつてもよいし、いろ／＼な手がある。ただ集金の手間は別です。それはまたその方全体をプールのておるから、別にそんなに大きな欠損になるわけでもない。小口はせひ認めてやつてもらいたい。いわゆる一升買いをせひ認めてやつてもらいたい。一べんに引取るのを、三べんなら三べんに引取るというやり方を認めてやれば

は大分助かる。これはほんとうの声をきくから、これをひとつよく聞いて、それにマツチするようなやり方を、公團の方へ御指示を願ひたいと思ふ。この点もう一度はつきり御答弁を願ひたい。

○安孫子政府委員 こういうことを申し上げる何ですが、一升買いの問題は、今後端境期に入りますので、どうせ小刻み配給をしなければならぬので、結果的にはこしはばくはそうなるのじやなからうかと考えます。しかし御指摘の点も十分研究いたしまして、なるべく事態に即應するように考へて行きたいと思ひます。

○井上(良)委員 くだいようですが、これから一層いろ／＼な問題が消費者生活に影響を及ぼして来ますから、ぜひひとつ御考慮を願ひたいと思ひます。

次に政府拂下げ後、食糧公團に買取りまして、また今度消費者に賣ります場合に出来ず欠量の問題です。この資料によりますと、配給用の主食の欠量の補償方法としてどういふことをやつておるかという、玄米で拂下げた價格から換算率を九六％としてあるものを、精米出来高を五七・六キロといたしまして、そこで今度欠量を見なければならぬといふところから、これを五六・七四キロに押えておる。ここで〇・八六キロの欠量を認めて、一俵あたり二十四八十六錢が補填されておる。これは二十三年の六月までの勘定です。七日以降においては三十六円六十一錢が補填されておる。そこで二十三年の四月から九月に至る間の数量と金額が出ておりますが、それによると米麦だけでもつて五千九百万円、い

もでもつて四千百万円、その他を合計いたしますと全体の欠量金額は一億三千九百万円を出しておる。これをもし年間に想定いたしますと、少くとも三億円近い欠量がここに起つておるのであります。この欠量は消費者に轉嫁されるのであります。政府が補償するのであります。この点を明らかにしてもらひたい。

○安孫子政府委員 大体原則といたしまして政府が需給上のロスは見えておりますので、政府において補填するようになつております。

○井上(良)委員 そうしますとこれは政府資金で補填をしておりますか、その点伺ひたい。

○安孫子政府委員 結論的にはそういうことになると存じます。但し実情を申ししますと、全部が政府においてこれを負担しておるのではない部分もあると思ひます。やはり現実の配給等において多少欠量がある。あるいは産地においてあつたものが消費地においてはないうものもありまして、その間実情から申しますと、多少消費者負担——直接的な形ではありませんが、消費者負担となつておる部分もあると思ひます。原則的には政府が負担するということになつております。

○井上(良)委員 玄米で買ひ取ります場合は一俵六十キロ建で買つておるのではないですか。

○安孫子政府委員 六十キロ建で買つております。

○井上(良)委員 それがどういふわけであつたか。莫大な欠量を生ずるのですか。輸送途中でなくなるのですか。それとも初めからないものがあるとして買つておるのですか。

○安孫子政府委員 両者の場合があると思ひます。六十キロ建て買つておりますが、戦争中相当検査制度がくずれたと申しますと語弊がありますけれども、従前のようにつちりした検査が行われなかつた実情がありますために、地方によりましては検査が十分でなく、中には六十キロないものを買つておる場合もあると思ひます。この点についてはできるだけ元のようにつちりした検査制度をたてまして、正量取引が確実に行われるように努力いたしておるわけでありまふ。今までの実情はそういうものもあつたといふことは率直に認めざるを得ないかと存じます。

○井上(良)委員 それからいまひとつ、一体欠量があつたとかなかつたとかいふのは、だれが調べておるのですか。政府の金を渡すのでしよう。そうするとたとえば六十キロあつたとかなかつたとか、あるいはいはいはこれだけ腐つたとか腐らぬとかいふことはだれが一体認定するのですか。

○安孫子政府委員 政府の職員がやつております。

○井上(良)委員 政府職員がどこでやつておりますか。

○安孫子政府委員 産地におきまして買入れます場合は、御承知のように食糧検査員がやつております。着地におきましては、大体運送は陸運は日通がやることになつておまして、着地におけるかん／＼その他はやはり食糧事務所の職員が立会いましてやつております。しかし大部分の実情から申しますれば、公團職員の場合が多からうと思ひますけれども、やはり政府においてこれを受入れておるといふ形をとつ

ておるわけでございます。

○井上(良)委員 産地における買入れの場合の検査は、政府の検査員がおりますからよろしいが、着地における場合は、駅に着きまして、ただちに公團の倉庫に入つてしまふのでありまして、そうしますと、公團の倉庫からすぐそれを精米にかけるのです。そんなにかん／＼ではかつて一々これはなんぼある、これはなんぼあるといふことを見て精米しておる実情はありませう。たとえて言いますと、昨年政府が茨城一号といふのも——これは水つかりいのですが、これを東京都に配給しようとしたら、どこもそんなものは食えぬといつて断られた。このいもを関西の大阪、京都、神戸へ持つて来て、大阪への割当だけが、たしか二百五十万貫くらゐあつたと思ひますが、これがどこもかしこも断りだ。そしてあつちの配給所、こつちの配給所と、ぐる／＼と配給所めぐりをやつて、とう／＼ほとんど全部腐らしてしまつた。これで市民がいもに対して非常な不安を來したために、その後出て来るいもは皆お断りというわけ、いもの配給辞退が起つた。このためにいもは莫大な腐敗を出しておる。ところがその現実を押えておるのはだれが押えておるかといへば、公團職員です。だから公團職員からこれ／＼の欠量なり、腐敗があらはれたという報告に基づいて、政府はそれを認定するだけなのです。食糧事務所は現実はいもはこういう数字の上には非常な山があると見なければならぬ。政府職員は現実にはタツチしていない。そして公團の方から言うて参りました数量をそのまま

のみしておる。あるいはこれを一部査定しておるところもありましよう。しかしこの配給所にどれだけのいもが腐つておるか、どこの配給所から精米所に入つた米になんぼ欠量があつたかといふようなことを、一々かん／＼にかけて欠量分を調べておる政府職員はおりません。そうすると公團と政府との間は、まるきり政治的な取引によつて、この欠量分がきめられて、その補填金が支拂われておるといふことになつておる。そうわれ／＼解釈していいですか。

○安孫子政府委員 政治的という点は除きまして、いもの場合には実情はさういふことであります。大体政府が産地でいもを買いますと、すぐにこれを政府が公團に賣り渡してしまひます。公團のいもとして輸送が行われておりますために、途中、あるいは着地におきまして政府職員が検査するといふ場合はほとんどございせん。従つてロスの認定等は公團においてやるという結果になつております。米につきましてはやはり精米所等に統制検査の關係でもございせんが、食糧事務所の職員を派遣いたしまして、とき／＼検査をいたしております。そんな点から資料が全般的ではありませぬけれども、整備して來ておりますので、この点は全然野放しになつておるといふことはございせん。そういう実情であります。

○井上(良)委員 單に抜き取り検査をやつておるといふことは私も認めます。認めますけれども、たとえば入荷した拂い下げようとする玄米を、全部そこで検査して正量をはかつて賣り渡しておるといふ事実はない。これはないの

です。ここに実は公團運営の上に非常な暗い陰があるわけでありまふ。いわゆる欠量分をある一定限度見れば、それを政府は認めるのですから、これはだれもタツチできないのです。そうじやというより方法はない。この資料には昨年十月からの分はまだついておりませんが、おそらく昨年の秋からのいもその他のものについては、相当の欠量があるといふのは押えておる。しかも昨年來御承知の通り、早場奨励金の關係がありまして、十分乾燥しないところの米が相当供出されておる。さういふ關係から目減りといふものが相当多いといふ実情もある。これらに對して何ら政府が監督検査の手を打たず、單に公團から言つて來た数字をそのままのんでおる。これはわれ／＼がここで申し上げるのはおかしい話ですが、某公團においては公團の總裁、公團の支局長、あるいは支局長の家族、その他の者の名前によつて、傍系会社に莫大な金を出資しておる。一体その出資金は公團の支局長ができるかどうかといふことで、司直の手でこれを調べた。いろいろ調べた結果、結局はこの欠量といふものに目を付けて、欠量による公團の益金といふものが相当莫大な金に上つておる。一体この欠量はどつちの数字で算出しておるかといふことで、いろいろ調べておるといふ事實を私は知つておる。これはまたたく野放しになつておる。それはあなたは今おつしやる通り、なるほど食糧事務所の職員が精米所に参りまして、抜き取り検査はしておりました。しかしそれは單に抜き取り検査をしておるだけであつて、いわゆる作報のサンプリングよりもつと不正確な数字に報告さ

れて來るのではないかと申す。さういふものを基礎にして、それで欠量を認めて行くといふやり方は賛成できない。しかもいも十貫目に対して十四円もの欠量を認めるなどというのはい、これはあまりにも数字が甘いではないかと私は思ひます。この点に對するお答えを聞きたい。

○安孫子政府委員 食糧事情がもう少し緩和いたしておりますならば——産地から参りました米を、駅において十分な検査をし、これを政府の手によつて一旦確実に取りまして、これを公團に拂い下げるという余裕がありまふならば、この点は十分はつきりした計数上の基礎を握つて処理ができると思ひます。たとへば現在におきまして、東京に相当凍結米がございまして、かくのごときものは、やはり政府において十分受入れをいたしまして、一定倉庫に保管いたしまして、適當な機会にこれを放出するといふ措置を講じておりますので、その点ははつきりいたすのでありますが、すべて主食につきまして、さうした処置ができることが、できるだけ早い機会に到達すれば、お尋ねの点においてはつきりした御返事ができると思ひます。しかし事情が右から着いたものを左にすぐ配らざるを得ないといふような状況におきまして、公團の倉庫に入る、すぐ精米にするといふようなときに、その中途において精密な検査をやつて処理することは、配給の上にはまたいろいろ支障を來すために、從來非常に確実な方法において考えられた受入れ検査が相当くずれておるといふことは、これは率直に認めざるを得ないかと思ひます。できれば御趣旨に沿

うように、この点のはつきりしたことをつかみ得るように努力して参りたいと存じます。いもについては、なか／＼そうした処置を講ずることは、今後において困難にやないかと思ひます。

○井上(良)委員 次に配給食糧の品質の問題であります。政府は米を買いとくには、一等、二等、三等と等級をわけて米を買いとる。そして消費者の方には別に等級がついておらぬ。はなはだしきは等外米のような米が相当まじつておる。あるいはまた粉を見ても非常にこまかいのと荒いのとがある。はなはだしきは、最近問題になつておりますが、石がまじつておつたり、砂がまじつておつたというやうなものが配給されてゐる。全然品質検査などはされてゐない。しかも同一価格でブル計算で賣るのはよいのですが、これはこれだけの規格で、これだけの製品でなければこの価格では買ひとらぬ。あるいは工賃は出さぬというやうな、ひとつの責任制を持たせたらどうか。全然それをされてゐない。だから非常に能率のよい、またサービスのいい製品を出してゐる所と、非常に悪い所と二通りある。これを一つにブルして消費者に賣りつけて、しかも不潔なやうな粗雑物がまじつておつても、平気でそれを賣つておる。これら製品の検査についてはどういう手を打つておるのですか。

○安孫子政府委員 品質の問題は今後ともますます重要になつて参るのであります。この点については、乏しいながらも、現在の食糧事情のもとにおいてできるだけ品質の向上をはかつて参りたいと考えております。従ひまして、昨年から製品の検査制度をし

きまして、事務所の検査員をして製品の検査もいたさせておるわけでありまゝす。まだ御期待に沿うほど十分とは参らぬかと存じますが、今後ともこの点は努力して参りたいと考えております。一等、二等、三等で買ひとつたものを、ブル計算で消費者には一本価格で賣つておるといふことは、井上さん十分御理解になつてゐると思ひます。のて省略いたしますが、製品検査についてはできるかぎり努力して、石がまじつておるものを平気で賣るといふやうなことのないうに努めて参るつもりで、体制も大体そういう体制にいたしておるわけでありまゝす。

○井上(良)委員 他の食品関係を見てみますと、よい製品を出した工場に対しては次の割当をふやして行く。そのかわり悪い製品の所はどん／＼落して行つて、そういう工場は要らない。よゐものをつくつてくれということで、そういうメーカーへの割当はふやしておる。それと同じように製粉、精麦、その他配給食糧を加工しておる工場に對しては、一つの規格をきめて、何はこゝろ、何はこゝろというやうに、ちゃんと一つの規格をきめて、その規格に合致しなければ割当を少くするぞといふことをやると、大分みな一生懸命になつて来る。かように思ひますから、そういうふうによつていただきたいと思ひます。

その次に米價の問題でございますが、御承知の通り、近く夏の價格をきめなければならぬ。七月に大体新年度の米價をきめるのですが、政府はこの際、これはいづれ食糧確保臨時措置法の場合に質問しようと思つておりますけれども、想定米價を、大体麦ばれい

しよの價格をきめる場合に、毎年きめるのですから、この七月には当然米價のパーティーを算出せなければならぬのですが、私は最近爲替レートが設定されてからといふものは、従来のパーティー方式による米價の算定の方式は、この二十五年度からかはえなければならぬと思ひますが、あなたはどうか考へになりますか。依然としてパーティー方式を採用して行こうといふか、いわゆる外國の農産物價格と均衡のとれる米價を、ともかく一應わが國の米價を算出する上における基礎にしなければいかぬのじやないかという考へ方を、私は持つに至つておるのですが、あなたはどうか考へますか。

○安孫子政府委員 私が申し上げるのはあるいは適當でないかと思ひますが、私だけの考へ方といいたしまして、今ただちに國際的な穀物價格と均衡のとれた國內の穀物價格をきめるというこゝろは、まだその段階にはないのじやないかと考へます。やはり國內におきまして、經濟全般から見まして、均衡のとれた農産物價格をきめることが適當である。この水準を、順次經濟全体として國際水準に近よらせる努力をして参らなければならぬかと思ひますが、今ただちに穀物價格だけを國際穀物價格の水準まで一足飛びに持つて行くといふことは、適當でないといふやうに大体考へておるわけでございます。

そうした考へ方をとる場合にパーティー方式といふものが適當ではなくて、別の方式をとるべきだといふ考へでございますが、私はやはりパーティー方式といふもので、その間の均衡のとれた價格を出すことがよいのじやないかといふやうに考へます。ただバ

リティー方式を採用するにいたしましたも、その内容、指数その他についていろいろ研究する余地はあると思ひますが、原則論としては、パーティー計算方式でよいといふやうに考へております。

○井上(良)委員 いずれこの問題は、食糧確保臨時措置法のとくに詳細に質疑をいたしたいと思ひますが、大体七月に麦、ばれいしよの價格を決定するにあつて、米價が新しい價格に算定をされる。その場合消費者價格はどうなりますか。

○安孫子政府委員 消費者價格は、ただいまのところ、來年の三月か四月まではかえないといふ方針になつております。

○井上(良)委員 次に輸入の見通し、及びこの六月から十月に至る端境期の食糧對策についてであります。先般政府がこの間の需給の見通しについて政府発表をいたしておるのを伺ひましたが、大体この五月以降の食糧輸入がざつと百万トンですか。これの見通しについての確実な話しは、關係筋ともう成立したのでございませうか。これを一應伺ひたい。

○安孫子政府委員 大体話がついております。

○井上(良)委員 次に麦の補正の問題、それから割当の問題。本年の麦の收穫は政府はどう押えられておりますか。それから割当はどう考へられておりますか。これは來る二十七日か何日かに中央農業調整委員會を開いて、こゝで政府は麦の供出割当その他についての會議を開くといふ話であります。が、そういったと、大体もう案ができておるはずでありませうから、

それをひとつ伺ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 麦の作況に關連いたしまして、麦の補正の問題でございしますが、大体現在の麦の作況につきましては、三月末日現在であつたかと思ひますが、食糧事務所で一應調査いたしましたところによりますと、全國的にのおむね一割程度の減收であつたかと存じます。作報におきましてもある程度の調査があるものであります。が、急ぎました關係で、私も直接食糧事務所へ調査させたところによりますと、結論的には、平年に比較いたしまして、地帯によつて異なりませんが、一割見當の減といふやうに考へております。麦の事前割当數量は二十四万六千四百九百石、被害減收見込みが二百三万四千九百三十四石といふ約一割、しかしその後天候の変化もありまして、大體の状況といひましては、むしろ回復しておるのじやないか。麦作については、特に御承知のやうに、收穫期におきまます天候が最も大きな影響を持つておるやうにして、この際どういふことを結論づけるにはまだ早からうと存じます。

それから麦の補正の問題は、これから私の方といたしまして、地方に入を出して作況を調査し、また府縣においてもまとめ、また作物報告事務所へ調査もいたしますし、この際は中央食糧調整委員會の方々に一應別の目で、全國的に均一した見方をとつてもらつて、地方的なアンバランスのないやうにやりたいといふやうな段取りもつて、ただいま計画を立てて進めつつある次第でございまして、具体的方針につきましては、まだ何らきめたものはございませぬし、今後その作業にとりかかりた

いと思つておる次第でございます。

○井上(良)委員 そうすると補正の方針もまだきまつてないわけですか。同時に今度補正をして、それからまた超過供出を要請するものについての対策なんかも、全然きまつていないのではありませんか。

○安孫子政府委員 大体補正に關しまして一定の段取りはきめておりますけれども、その基本方針というふうなものについてはきめておりません。

○井上(良)委員 次に伺いたいのは、早掘りかんしよ及び早期供出による早場米の、この年度に食込む分の予想量、これをおよそどのくらいに踏んでおりますか。

○安孫子政府委員 これは参議院において資料の要求がございまして、御説明申し上げたのでありますが、昭和二十四年度年度需給推算というものを推定いたしましたので、発表いたしましたのでございまして、これについて昭和二十四年度の生かんしよ、いわゆる早掘りかんしよは九十九万二千三百三十三石、トシ数はいたしまして十四万八千八百五十トシ。それから二十四年度の早場米は七百五十トシ、トシ数にいたしまして百五十トシというものを見込んでおります。

○井上(良)委員 そういたしますと、大体これでこの十月までの年間においては、輸送その他のズレが起りまして遅配が多少ありまして、いわゆる遅配というものはなしに行けるという見通しを持つておるわけですね。

○安孫子政府委員 これは新聞等にも出ましたので、需給の状況等については資料もこちらに参つておるかと思ひますが、大体の見通しといたしまして、

て、ただいまお話のございましたように、二十四年度年度は、時期的にはいろいろの問題もあり、地方的には多少遅配等を起す場合もなきにしもあらずと存じますけれども、年間合体を通じますならば、遅配、欠配を起さず、この年度は大体行けるという見通しを持つております。そのためには今後輸入食糧約百万トシというものを大きなフアリターとして予定しておりますし、また今年の米作二十四年度産米の作柄というものの、大体順調であるという前提に立つておりますので、この点に大きな狂いが参りますれば、これは別問題でございまして、しかし、さらなる限り、いわゆるたな上げをするような遅配とか、そういうものは起さずしてやつて行けるという見通しを持つております。

○井上(良)委員 最後に一点伺いたいのですが、先に申しました、この五月以降十月までに輸入する予定の外國食糧百万トシ、これは大体対日援助資金、ガリオア資金によつて入ることになろうと思ひますが、その後の見込み、つまり二十五年度のわが國の食糧輸出をやつてその資金によつて輸入食糧を相当買わなければならぬようになりますが、そこまで大体話が行つておりますか。この点を一應伺いたいと思ひます。

○安孫子政府委員 一九五〇會計年度、この七月から來年の六月までのアメリカの予算關係は、まだ実は確定いたしておらないわけでありまして、ちよつと速記をとめていただきます。

○坂本委員長代理 速記をとめてください。

さい。

〔速記中止〕
○坂本委員長代理 速記を始めてください。

○井上(良)委員 なお私は、さきに申しました割当の基準になる人口動態の問題について、資料に基いて質問をいたしたいところがありますが、資料もまだ出て参りませんから、これで私の質問をひとまず打切つておきます。

○坂本委員長代理 次は竹村奈良一君。

○竹村委員 今度の改正の中で、第二條でございしますが、農林大臣が指定を明らかにせねばならぬ理由でここに書いた、こういうふうにならなければならぬからつた從來の弊害を、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 非常に大きな弊害ということではありませんが、たとえ

ばいもの加工品——農林大臣が指定するものでなく、加工品であるものがすぐこの適用を受けるというふうなことになる、いもようかんとか何とか、そういうものが入つて来るが、そういうことは適當でないだろうというふうなことで、そのうちどうしても農林大臣として主食としてやらなければならぬものを指定する。こういう意味で、改正をいたしておる次第でございます。

○竹村委員 そういたしますと、近いうちに、いも等は主食からははずすという大體のお考えに出ているのでしょうか。それともそういうような主食品であつても、加工品になつたならば、その統制をはずしてもいい、こういうお考えですか。

○安孫子政府委員 現在の食糧事情からいたしまして、いもを主食の中からはずすということは、困難でありますし、ここが適當でないと考えております。従ひまして、いもを主食、あるいは食糧管理法の適用から排除するということは全然考えておりません。それから加工品になればそれははずすのかということですが、加工をさせることについて、その間にいろいろ問題も参りますし、またそれは結局主食の横流れという問題も出て来るのであります。ただ結論的に、いもようかんというふうなものまで本法の適用がただちに及ぶということは、適當ではないという考えで、農林大臣の指定するものというふうな限界を設けた次第でございます。

○竹村委員 それでは、たとえば正直にいもを、政府のおつしやる通りに、超過供出を全部やるものと、それから何といつていいか、片方で何とか加工して賣るものと、経済的な所得において、非常な相違を來しております。それを是正するためには、いもの超過供出の分に対しては、いわゆるいもの價格をどれだけ引き上げる用意をされていくかというのを、お聞きしたい。それが從來と同じようにされていくのだつたら、加工する者とくらべて、正直に超過供出する者は不利益である。こういう点をひとつ……

○安孫子政府委員 いもの超過供出倍率を今年はどうするかというお尋ねになるのではないかと存じますが、これは米麦、並びにかんしよ、ばれいしよ等につきまして、ただいま折衝中でございます。昨年と同様の倍率は、かんしよ等についてはなか／＼困難ではないかという見通しを私どもは持つてお

ります。

○竹村委員 それはそのくらいにしまして、第八條でございしますが、第八條の改正になつておる趣旨は、結局このにも示されておる通りに、大體配給計画を農林大臣が府縣知事に渡す、府縣知事は市町村長に指示する、こういうことになつておる。これを強化するというのでありますけれども、本年度の配給を見てみましても、先般來本委員会において委員長が報告されましたように、一部の保有農家、あるいは轉落農家に対する配給が、十分うまく行つていない。それをまた農林大臣がそれ以上に強化されても、おそらくその結果はうまく行かないということで、この法案だけで解釈されてもうまく行くかどうか、それからもう一つは、たと

えば今までやかましく言われておる各地における、轉落農家と一部の保有農家に対する還元配給の問題でありますけれども、これが本委員会において報告されてから、どういふような措置をされたか、最近の話によりますれば、各地ではまだそのまま、あまり措置をとられていない。あの調査に行つたところにおいても、ある程度緩和されたけれども、実に遅配、欠配が多い。たとえ

ば最近の北海道では、三月三十日現在で十四日分の遅配がある。あるいはまた今まで調査されたところからの報告を聞きましても、實際そのまゝ改善されてはいない。これに対してどういふ措置をとられるか、たとえば農林委員会でも調査いたしましたので、その調査報告はおそらく委員長から報告して、すでに農林省も御承知だろうと思ひますが、これに対して何らの措置もとられないということになりますと、國會の

調査なんかは有名無益で、必要ないという事になります。この点についてどういふ措置をとられたか、それに對して、縣別に今お手元になかつたらあつてもけつこうでございませう、どういふ措置をとつたかという、詳細な表にしましたものを提出していただきたいと思ひます。もしわかつておれば聞かしていただきたい。

○安孫子政府委員 この前にお話のありましたときに、あるいはその後におきまして、いろいろ実情の把握に努力いたしまして、当該縣のわくの増加を、実情を捕捉してきめるといふ措置をとつておるのであります。大体の縣におきましては、もちろん十分とは参りませんけれども、ある程度の事態の緩和は見られておると考えます。最も端的に申しますならば、埼玉につきましては問題は解決いたしてございせん。しかしこれも近い中に埼玉千葉、茨城は解決すると私は考えております。それから北海道の運配の問題でございしますが、これは調査をして見なければわからぬのでありますけれども、本米穀年度に入つてからの、十四日の運配というのではないのではなからうかというふうに考えております。と申しますのは、二十三年は無事に経過したと思ひますが、二十二年度だったかと思ひますが、食糧年度の終期において、運配たな上げという措置を政府としてとつたと思ひます。従つて二十二年度の分につきましては、北海道も問題はないのでありますけれども、二十一年度に相当運配があつた、その運配を全国的に打ち切るという措置をはつきりとらなかつたように記憶しておる

のであります。北海道はそのときの運配の分も今なお継続しておるといふ計算上の数字をもつて、運配といふものを考へておる部分があるようでありませうけれども、この点は誤解かもしれせんけれども、そうした問題も北海道にはあるといふことを、お含み願つておきたいと存じます。

○竹村委員 今おつしやつたように、埼玉、千葉その他は近く解決する方針のようでございしますが、もちろんそう一挙には行かないとは考えられますけれども、しかし従来の食糧管理法におきまして、そういうことは当然問題が起ればすぐわかるようになってゐるはずであります。それがどういふふうな國會で調査いたしましたとしても、その後にお二週間以上たなければ解決の見通しがつかないといふほどの原因は、こういう食糧情勢に携はる人員が十分ないのではないかと考えます。これに對して十分なのか、ないのか、その点をお聞かせ願ひたい。

○安孫子政府委員 だん／＼食糧行政も資料の整備をいたしまして、非常に細部にわたつていろいろな整理をやつて、その上に積み上げて行かなければならぬやうな段階が来ております。それだけに人手が相当要するといふ状態でありまして、現在の人数をもつてその仕事に完全にできるかというお尋ねでございしますが、率直に申しますならば、現在の人数でもなお相当努力してできないやうな状態にあるといふことは、申し上げられるかと存じます。○竹村委員 政府委員のお話によりまして、農林大臣の方針とはちよつと食違つておると思ふ。その点ひとつこ

の次に続行されるときに、農林大臣を呼んでもらいたい。なぜならば今日定員法において——今定員法を國會に提出されておりますけれども、これによりまして、食糧關係の人員は相当減るやうになつておる。しかも食糧検査の人員も減るやうに出されておる。その他の人員も減るやうに出されておるのでありますけれども、今のお話によりまして、少いことがはつきりして來ておる、少いところに、この重要な食糧を扱う者を、また片一方で首を切つてな

お少くすることになると、まず／＼運配、欠配、それから一部の轉落農家の配給がおろそかにされて——それは二週間ぐらひはどうかなるだろうといふお考えかもしれないけれども、人間一日でも飯を食わなければ生きてゐられない。それをいたすに二週間も三週間も延ばしておいて、できないやつを首を切るというのであるか、農林大臣から答弁を聞きたい。これは委員長にお願いしておきまして次に移りたいと思ひます。

次に麦の値段が最近きまると思ひます。麦の値段のきめられることは、おそろく幾らでござるかしれませんが、これは報奨物資がつくものだと考へるのではありません、今度の麦に對しては、やはり國家は報奨物資で補償する考へておられるのかどうか、これをひとつ伺ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 報奨物資を裏づけするつもりで大体話をまとめつつあります。○竹村委員 その報奨物資の中にはどういふ種類の品目をお考へになつておりますか。○安孫子政府委員 詳しい資料を手も

とに持ちませんので、大体申し上げますが、絹織物あるいは地下たび、それからタオルがあつたかと思ひます。それからタイヤ、チュープ、そういうゴム製品といふものであります。

○竹村委員 こういふ報奨物資が農家に渡される末端の配給機構であります。それはやはり、たとえば衣料品等においては、これは米麦を供出せしめたのは町村長の責任をもつてするのですけれども、實際集荷に當るものは、末端の協同組合が集荷に當つております。これは代金と同じではないけれども、大体代金と同等に考へられると思ふ。従つて麦を出したら、米を出したら、それに対して、その量に相當してお渡しになるものであると思ふのであります。その場合に、實際集荷した者にお渡しにならぬで、ほかの商人から渡すといふやうな制度——まあ、渡すといふわけではないけれども、そういう制度であるわけですね。たとえば衣料の登録店に落選したものは、協同組合といへども、これは扱われぬ。これを政府はどう改善して行くか、当然代金を拂うべきものは拂う性質のものです。従つて協同組合に一元的に報奨物資といふものをお渡しになる考へがあるかどうか。しかもそれをお渡しになる考へがあるのであつたら、何箇所から渡されるかという点を御説明願ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 衣料品あるいはゴム製品の報奨物資の取扱ひについては、これは長い沿革が御承知のようによございまして、端的に申しますと、商業者系統、協同組合系統の間に争ひがあつた問題でございします。われ／＼と

いたしましては、農家の希望に沿ひまして、最も公正な立場において選択をさせたらよいのではないかと。生産農家がある商店からとりたいたといふならば、その意思を尊重すべきである。また協同組合からとりたいたといふならば、その意思を尊重すべきであつて、どちらかでないやうなぬといふことはいかぬのではないかと考へております。従つて商業者と、協同組合が公正な立場において、消費者に結びつきができるといふことを話してまとめてもらいたいといふことで、農林省としては商工省といふ／＼折衝いたしておるわけでありまして。この点については、大体その線において近いうちに解決を見るのではないかと。かように考へております。

○竹村委員 近いうちにこれは解決を見るのではないかと御答弁でありませうけれども、これは実に重大な問題なのであります。私先般も協同組合法の改正のときに、この問題を質問いたしました。それが、大体難点のあるのは商工省と、それから経済安定本部だといふやうに言われておりましたので、そのときに商工省と経済安定本部を呼んでもらいたいといふことを、委員長にお願いをしておいたものであります。これは次の何かの機会に呼ぶという約束をいただいております。その点では両方面に來てもらうやうに、この点委員長にお願いをしたいと思ふのであります。それから農林省の腹を聞きたいのではありますけれども、そういう形で商人と納得の行く形で、受償者が納得が行くなら商人でも何でもけつこうと言つても、實際の事情から考へて、報奨物資は報奨物資として当然農

家に渡るべきものでありますが、それが商人に扱われた場合において、實際問題として必要な量のものが、實際使える形で渡っていないということを農林省は知っておられるのか。もし知っておられたらお伺いいたします。

○安孫子政府委員 たとえば綿製品なんかにつきましても、方針として二十三年度から原反で渡すというふうな方針をとっておりますので、農家に使えない状態で渡つておるといふふうには、私も実は考えておらぬのであります。大体使える状態で渡つておるのではないかと申しております。あるいは錯誤があれば訂正をいたします。

○竹村委員 そういふ農林省の考え方は間違つております。実際これはこまかいことになりまして、事実農家の重大なる問題でありますから、そういう考え方を改めてもらいたいと思ひます。それはどういふことかと申しますと、たとへば報奨物資は、一俵に対する点数制になつております。それはたとへば東北のような十俵とか、五十俵とか、百俵とか出す人は別ですけれども、関西の方では大体少しずつしか供出しないう農家がある。こういう場合に、たとへば麦なら麦は八点原反で渡すと言つたところで、やはりそれを加工した上衣等の場合もあるわけでありまして、そういう加工したもの、一品に対して八点なら八点、あるいは十点なら十点とされて割当てられる。それで一俵出した者には四点しか渡さないという場合があるわけでありまして、そうするとその者には實際は反物を切つて渡さなくちゃならない。原反で渡す場合には、一俵について四点しか渡さない。たとへば三尺とか四尺とか切つて渡さなければならぬということに

なる。役場で報奨物資に対する切符を出し、その切符を受取りこれを商人に渡しますれば、商人は品物を個人に渡す。三尺なら三尺に切つて渡すようになる。これを協同組合にお渡しになると、これは協同組合の支部があつて、まとめてこれを受取る。そうして一反を切つたらもうつたないから、くじ引できめてこの組が今度受取つて、くじ引の次来たら次の者に渡すという形で、ほんとうに反物は反物として使用する事ができる。こういうことになつております。これが末端の事情であります。従つてこれはたとへば選挙によつて、おの／＼好むところへ登録し、当選した協同組合は指定するけれども、当選しない協同組合は組合員が好きないんだから、この組合に扱わさぬといふところに大きな矛盾がある。というのは、その選挙方法自体が間違つておる。あのときは衣料登録店三分の一なら三分の一を残して、三分の二だけしかできない。ほんとうに選挙してない。ほんとうに選挙するのだつたら、全部これを廃止して、いわゆる三分の一を現狀として認めず、全部選挙するならば、協同組合はおそらく落選しない。そういう一つの制限をしておいて、公正なる選挙であるといふふうに考へておられるところに大きな問題があるのであります。そういう考へ方で農林行政といふものは、たとへば報奨物資の意義といふものは、非常に農民に対してうまく行かないと思うのでありますけれども、こういう点に對して農林省自体としては改めていいとお考へになるのであるか。それをお伺いしたいのであります。

○安孫子政府委員 昨年の末にありました改選期の際に、七割は現狀で、三

割だけ更新したのではなかつたかと思ひますが、こういう措置は適當でないと思つております。この点につきましても、解決しないので来ておるわけでありまして、この点が近く解決されるのではないかと考へておるわけでありまして、それから末端における点数の關係からしまして、端切れの問題であります。これはやはり協同組合等が取扱いまするならば、その間適當な調整ができるので望ましいことであると思ひます。

○竹村委員 この点につきましては、先ほど申しましたように、商工大臣、安本長官の出席をぜひ願ひたい。これは一挙に解決しないと、六月の麦の供出に對して相當阻害になると考へますから、どうぞ委員長においてよろしくお願いいたします。

それから續いてお尋ねいたします。第十三條の二でございしますが、「農林大臣は必要アリト認ムルトキハ都道府縣知事ニ對シ主要食糧ノ管理ニ關シ必要ナル事項ヲ報告ヲ命ズルコトヲ得」といふことになつておつて、また知事は市町村に對してそうすることができ。いろ／＼な点において、この食糧行政の大体といふものは、もちろんわくは國においてきめられるかもしれませんが、大体實際の衝に當る者は知事であり、市町村である、こういうことになつておりますが、これに對して、いわゆる農業調整委員等がありまして、それに関與して行くだろうと思ひますけれども、こういうように國家が當然やらなければならぬものを、縣並に市町村にその仕事を負わすということになります場合に

て、大体現在そう耐え得るかどうかというところが問題です。それに対して、一俵は市町村に對して、大体平均どれだけのこれに對する補助をやつておられるか、この点をひとつお聞きかせ願ひたいのです。

○安孫子政府委員 國の供出に關しましては、國の行政でありますので、これは全額國庫で負担すべき建前になつておるわけでございます。しからば供出關係の事務の經費として幾らこれを見るべきかという点について、いろいろ縣當局とも從來お話しを續けて来ておりますが、十分な結論を出しておりません。府縣等におきましては、幾らでありましたか、一石当り四十円だつたかと思ひます。四十円くらいはかかるということであつた。私どもの見方といたしましては、石当り十四円当りといふのではないかと申すので、その間にいろ／＼開きがあるわけでありまして、府縣當局の主張されます四十円の内訳といふものも、いろ／＼と検討いたしてみるのであります。別に配給に關する事務につきましては、半額國庫、半額地方財政という立て方になつておりますので、供出と配給の面を事務費の区分において峻別しますことは、非常にむづかしい面もあつたので、府縣當局とわれ／＼との見方に違ひがあるのではなからうかと思ひます。大体ことしの予算におきましては、石当り十四円見当で予算を組んでおると存じます。ただこれでもつて府縣當局は十分満足しておるわけではございませんので、大体その四倍くらいはどうしてもいるのだということ、話合ひはつきませんが、現在の財政の狀況からいたしまして、二十四年度は

そういう予算にいたしております。今後とも、もう少しこの内容を十分検討して、区分を明確にして、合理的なものにして参りたいと思つております。

○竹村委員 町村に行くと、町村にはどれだけの經費を出されておりますか。

○安孫子政府委員 大体經費を府縣知事に渡しまして、府縣知事が町村の方にまわすことになりまして、一町村当り幾らということとは、ちよつと申しかねます。

○竹村委員 それでは農業調整委員會の費用、これは町村に對して事務費と人件費を含めて、一町村当り幾らくらいになつておりますか。

○安孫子政府委員 これはあとで數字が間違つておりましたら訂正いたしたいと思ひますが、一町村あたり一万一千円くらいじゃなかつたかと思ひます。ちよつと少な過ぎるような感じがするのですが、調べましてまたあしたなりはつきりしたことを申し上げます。

○竹村委員 私は五万円か、それくらいに思ひますが、それにいたしまして、數字をお調べ願ひたいと思ひますが、大体町村で配給事務を個々別々にやらなければならぬ。そこへもつて来て供出といふものを一手に引受けなければならぬ。それが五万円—六万円といたしましては月に五千円程度である。そんなことでは町村はやれない。やれないのをここの條文を出して責任は町村に負わすというふうな形にしておる。そういうふうなことは實際は町村は金の出どころがない。当然町村がなくなつてはならぬものであつたらば、これは仕方がないけれども、さなきだに補助という性格のものではな

く、國家の委任事務であると思う。この委任事務のものを、たとえばこれは書記の一人くらい置いたつてできるはずはない。それをこういうことでやれということになると、町村長なんかはおそらく非常にやりきれない。本日の新聞を見ましても、全國で町村長の供出問題、あるいは地方税の値上げをやらなければならぬというので、非常に困つておる。おそらく辞職する者が続出するようないことが報ぜられておるが、これに対して、農林省はおそらくよいと考えられておらないでしようけれども、それに対してどういう政策をとられておるか、予算がないから仕方がないというだけでは、問題は解決しない。その点ひとつどういう方針をとろうとしておるか、お聞かせ願いたいと思います。

○安孫子政府委員 やはり実質的に問題を解決しますためには、予算を十分とるというのが最も端な方法でありまして、そのほかいろいろ考えてみましても、適切な方法はなからうかと思ひます。今後の予算折衝におきまして、十分御期待に沿うような努力をやつて参りたいと考えております。

○竹村委員 いろいろ伺ひたいのですが、あまり時間をとると怒られますから、簡単に質問いたしますが、実はこれは和歌山縣に二十二年産米の問題で起つた問題でありまして、いまだに引いておるのでありますけれども、和歌山縣において割当の際に、地方事務所が各町村に割当てる際に相当水増しをした。しかし今度供出をさせるときには、地方事務所までは水増しはとつていないが、地方事務所から町村に水増ししますがために、そのとつ

ただけは非常にいいまいなことで問題になつておる。檢察廳の問題までになつたものがあるが、いろいろな形で出されておる。それは大体一千俵水増し供出せられておるというやうなことがあるのですが、これは和歌山縣の河根村とか石垣村、こういうやうな所にこういう事件が起つておるのですが、これに対して、こういうことは二十二年産米の問題でありますから、おそろくもう解決されたと思つておられますけれども、そういうことが起りました場合に、農林省は一体どういふ処置をされたかということをお聞きしたい。続きまして熊本縣でございますが、熊本縣の久米村という所では、實際の割当より十俵五升不足した、こういうやうな事態が非常に多いわけでありまして、また三重縣では、實際三重縣の多氣郡佐良村西神田、羽根くまといふ三十九歳の人でございまして、夫に死にわかれ、そうして供出に際しまして非常に重い負担であつた。收穫は六石八斗にすぎなかつたのであるが、これに對して割当は七石八斗だといふので、本年一月二十日に二名の子供を残して死んでおるのであります。こういう問題に對して、農林省は一体どういふ処置をされておるか。死んだ者に対しては、お前らそれは自分かつてに死んだといふやうな悲惨な結果になつておりはせぬかどうか、この点について伺ひたい。

○安孫子政府委員 和歌山の水増しの問題は、昭和二十二年といふやうなお話でありましたが、これは食糧確保臨時措置法の制定前におきまして、戦争中もあつたのでございまして、一定数量を確保する意味合いから、水増し割

当といふものが地方々々において行われておつたのであります。これは事實にやうだつたと思ひます。やつておらないところもありますが、そうした現象に至るところにあつた。決して当初は悪意があつて行われたものではなく、やはり供出数量を確保するといふ建前から、そこにゆとりを持つた割当をして、結果的にこれが水増しになつておるといふ面があつたのであります。しかしこれは非常に弊害がございまして、場合によりまして、この水増しされた数量が出たために、ただいまお話のございましたやうに、一千俵あるいは五百俵といふものが、町村なりあるいは府縣の團體において処理されて、これが一つのいろいろきゆうくつな食糧事情の潤滑剤にもなつた面はありますけれども、またある場合には悪用されたといふ面もありますので、この点は嚴重に是正する方針をそのまゝ確保し、なお食糧確保臨時措置法が実施されることになつてからは、こうした問題は起る可能性がないといふふうに考えております。今後はこういう問題はないうと私も確信いたしております。

それから三重の、供出が重いために子供を残して死んでしまつたといふお話でございしますが、調査をしてみなければ私どもとしてもわからないのですが、おそろく事實だろふと思ひます。根本的には、供出がある農家について非常に重くかかつておるという例が、先ほどから繰返して申し上げますやうに、ある場合にはあるものであります。そのためにいろいろ家庭的な事情もおそろく加わりまして、そうした結果になつたのであらうと思ひますが、それ

に對して農林省はどう考えるかといふことを言われますれば、非常に遺憾である、そうした不正な割当が行われないうちに、われわれとして努力して参らなければならぬといふ考えを強くするのであります。そのほかにあるいは物的措置を講ずるのかどうかといふやうな御質問でありますれば、そういうものは考えておらぬといふことをお答えするほかにならうと思ひます。

○竹村委員 それではひとつ超過供出の代金支拂いの問題についてお答え願ひたいのでございますが、実は滋賀縣におきまして、經濟査察廳が何でも超過供出をした町村の代金は、たとえばあれは事前割当以下のものであつて、超過供出をした、そうして金をもつたといふやうなことで、非常に手を入れました。それが問題になつておる。これが關西でも至るところで問題になつておると思うのですが、これに對して一体どう考えておられるか。私の考えでは、もちろん法律的に考えますならば、事前割当をやつて、そうしてそれが補正される、補正されたものに対してまた超過供出をさせて行く、そこに問題の発生はあると思うのですが、それを超過供出を三倍ぐらゐに買ひ上げるというのを、事前割当が内輪であつたために一應補正して、そうしてそれから上に出したものを超過だと考えて三倍の金をもつた、これを詐欺とか何とかいふのでひつくるというところになると、その根本にさかのぼらぬと問題は解決せぬと思ひますが、一体これに對して農林省はどう考えておられるか、重ねて伺ひたい。

○安孫子政府委員 滋賀縣の問題は端的に申しますと、要するに事前割当が個人におりていなかつたといふことが前提になるやうであります。個人におりておらないうちに補正が始まつた。補正が町村まで行きました際に個人に、たとえばある農家に對して百俵の事前割当といふやうに考えておつたけれども、補正が振り合ひを付ければ二十俵になるというので、八十俵といふものを事前割当の数字だとしておろした。要するに補正を織り込んだものを事前割当の数字としておろした。従つてその八十俵以上出来たものについて超過供出の代金を支拂つたといふのがどうも問題の根本のやうであります。要するに末端の個人割当が行われないうちに補正があつて、その補正を織り込んだ事前割当といふものをきめて、そうして超過供出を出させたといふやうであります。一番根本になりまうのは、個人割当を早急に末端までおろさなかつたといふ点に問題が残つておるのであります。従ひまして食糧確保臨時措置法の御審議の際にも触れざるを得ないと思ひますが、改正法案の中には、個人割当はいろいろ將來問題に起しやういふので、文書をもつて個人に傳達をするといふやうに直したいと思つております。それからなお行政措置といひましては、個人にやはり書きもので渡して、それで町村の台帳をつくりまして、台帳の割当数量と農業計画上の割当数量と個人のを照合いたしまして、チェックいたしておつたといふやうなことを、様式行爲によつて確實に申し上げましたやうな犯罪行為と申しますか問題は惹起しないわけでありまして、そうした措置を講じたいと考えております。

○竹村委員 この問題はおそらく農林大臣に御答弁願わなければわからないことだと思ひますが、結局そういうことで、とにかく問題の中心はやはり事前割当というものを早期におろさなかつたというところに原因があるわけですね。そうするとその責任は一体だれが持つか、これは縣知事が負うか、農林大臣が負うか、いわゆる政府が負うかという問題ですね。これは一体どちらになるのですか。

○安孫子政府委員 やはり食糧の割当關係を担当いたしております者全体としての責任であると思ひます。

○竹村委員 そういうことになつておるものを、いわゆる個人の、末端のそういうことを知らずして受取つて、知らずして金をもらつた町村長が調べられなくてはならぬし、その者が罪を云々されなくてはならぬというふうなことになるならば非常にめいわくしごくで、従つてこういう町村長に委任するということは、この改正案から見てもはなだ不合理だと私は思ふ。これに対してどう考えますか。

○安孫子政府委員 これは事案の内容を詳細に調べなければわからぬと思ひますけれども、單に偶然そういう結果になつたからいろいろ問題を起してゐるのではなくて、そこに犯意があつたかなかつたかという問題がひとつ問題になるうと思ひます。犯意があるというところでこの問題を起しておるのではないというふうに想像いたします。

○竹村委員 それではひとつ變つた方面からお聞きしたいのでございますけれども、大体補正割当をするという場合は、これは縣全体の補正をされるという場合は、政府が個人々々になされるのであれば別でありますけれども、縣に対して一括して補正されるという場合におきましては、これはやはりその縣において、それだけ補正しなくちやならぬところの減収があるというところが原因して、一括補正されることと思ひます。従つてそれに対して超過供出をまた一括して縣に目標を示されるが、これは懇請ではない。實際はこの超過供出は強制なんです。そういうことをされるがゆゑに、問題が起つて來ると思ひますけれども、そういう縣に対して超過供出をただ懇請されるのだつたらば、數量を示されず超過供出の懇請をされるならいいと思ひますが、それを府縣別に、これだけ超過供出だというふうな目標を示されるために、そういう問題が起ると思ひますが、これに対してどういふ法的根拠で目標を示されたか、それを伺いたい。

○安孫子政府委員 補正をいたした縣に超過供出目標を示したのはどういふ根拠からかという御質問であります。これは御承知のように、補正をいたしまして、その縣の一部地方におきましては、やはり相當豐作のところもあるわけでありまして、縣全体が押しなべまして、全部災害をこうむつておるといふわけのものではございませぬ。非常に極端な例を申し上げますならば、新潟縣につきましても、昨年は補正をいたしております。しかも超過供出目標を三十六万石という大きいものを示しておる。だから私は、補正をいたしたからと言つて、その縣に對しましては超過供出の目標というものはあつて得ないということにはならないと考へておるわけでありまして、要は縣の段階におきまして、相當増収のあつた部分に重点的に超過供出目標數量を與へ得るかどうかという問題にならうかと思ひます。それが、非常に遺憾なことでありまして、狀況によりましては、縣が全般にそれを押しなべていまして、いふことになつて、補正を受けました農家に超過供出の目標が行くといふような不合理な結果を生ずるのであります。また補正にいたしまして、狀況によりまして、縣が全般に補正を割つてしまふといふような結果、超過供出のできる農家でありながら補正を受けるといふ結果になつて参ります。

○竹村委員 よくわかりましたが、おつしやるような事前割当をし、しかも實際減収したものには補正をし、減収しないものには懇請して超過をとるといふ、こういう煩雜な事務に對して、ほとんど一人の事務員も置けないような補助で十分であるとお考へになつておるかどうか。この点について政府のお考へを伺いたい。

○安孫子政府委員 ただいまの予算の點は、私は市町村の事情から申しまして非常に困難なことであると考へます。しかし食糧調整委員の方々の全面的協力を得ますならば、ある程度その點の公正な割当といふものは可能ではないか、なお一面政治的ないろいろ

な動きから離れて、各種の資料といふものが整備して参りますならば、その間において相當公正な割当が、現在においても今よりよくなる可能性はあるように考へております。

○竹村委員 私の経験からしますならば、町村に食糧の供出が始まり、配給が始つてからずいぶんになるのでございますが、それに対する國家の補助といふものは、あなたがおつしやるように、その事務を全部やるだけの費用をつぎ込んで來たかどうか、これはつぎ込んでいない。戰爭中は別といたしましても、敗戦後になつてもできていない。たとえば食糧調整委員に對する補助にしても、一年にわずか五千円か六千円しか出してない。國家の仕事であるものを、家業をなげうつて、しかも自分が農業をやつてつぎ供出する人間が、費用を一文ももらわないうでやらなければならぬ。やらなかつたらば、おまえが悪いのだといふような、そういう議論が一体どこから出るか。これはやはりそういうものに対して、國家の仕事委任するだけの補助をしていないところの原因があると思ひますが、これに對して農林省としては、それは予算がとれないから仕方がないのだという御答弁になると思ひますが、それに対して、これは大藏大臣にとつくりと聞きたいのでありますが、こういうことの起る原因は、農村における食糧情勢の悪化に對して、國家が十分に補助していないところにある。ところが農林省は今予算がないから仕方がないとおつしやる。これに對しては、私は農林大臣がおいでになるついでに、ぜひ大藏大臣も來ていただくように委員長にお願いしたいと思ひます。

そこで続きましてもう一つお願いしたいのは、実は最近御承知のように、中小工業者が資金に困つて労働者に対して賃金の遅配、欠配をやつておる。この事實は至るところにあります。もしそれを早くくれないといつて請求すると、おまえは出て行けといふようなことが各所にある。また最近九州におきましては、配炭公園の廃止によつて、労働者諸君が賃金がもらえないので、配給を受ける代金がなくて非常に困つておる。

（坂本委員長代理退席、委員長着席）

こういう場合におきまして、實際にこれはなまけて遊んでおつて、そうしてその金がないといふものは別問題でありますけれども、働いておつて、当然もらふべき賃金がもらえないという場合において、食糧を受けるときこれを現金で買ふことができないというふうな事態が、當面の大きな問題になつて來る。本年度においてはおそろく八月以降になると、この問題は深刻な問題になつて來ると思ひます。これに對して政府は掛賣り制度を考へておるかどうか、この點をひとつ伺いたいと思ひます。

○安孫子政府委員 これは先ほど井上さんからのお尋ねのありました際に、実ははつきり申し上げておつたのですが、ただいまの私の考へ方といつておらぬのであります。やはりそれはいろいろな社会施設なり、失業保險なり、そうした方面で考へるべきであるといふふうに考へております。

○竹村委員 それでは掛賣りを考へていないと言われますけれども、昔の通

りの米屋さんでありましたならば、これは情誼上掛賣りをされて、そうしてある程度の飢えをしので来たわけであります。こういう場合だから、社会施設は考えると言いましても、先ほどあなた自身がおつしやつておるうちに、社会施設に使うところの予算というものは、今日組まれていない。従つて政府は予算がないからいたし方がないということになるのですが、そういう場合には、勢い生きるためには何とかしなければならぬという事になつて参りますと、いわゆる配給公園の倉庫等が非常に危機に瀕して来るのじやないかと思ひますけれども、これに對してどういふふうにお考えになつておられますか。

○安孫子政府委員 そうした場合事態が急迫して参りますれば、先ほど申し上げましたように、生活保護法等の適用もありますので、いろいろ問題があるかと思ひますけれども、倉庫が非常に危殆に瀕するといふような事態は、まあそう予想しなくてもいいのではないか、それは状況によつてはわかりませぬけれども、そういうふうにお考えしております。

○竹村委員 ちよつと委員長にお願いしておきます。先ほどからの質問の中で答弁いだかないことがありまして、先ほどの委員長にもお願いいたしました。御承認を受けているわけでございますが、あす質疑を続行する際に、まず大蔵大臣、それから安本長官と商工大臣にひとつ御出席願うようにお願いしたいと思ひます。

それでは農林大臣がお見えになりましたから、ちよつとお聞かせ願ひたいのですが、先ほどいろいろ実例をあげ

まして、轉落農家の運配の問題、あるいはその他配給の問題について本國会で調査いたしましたことも、二週間以上たつてまだ解決されてないといふことにつきまして、その原因はいわゆる食糧管理局の人員の不足というふうに答弁をなされたので、そのことについて大臣にお伺ひしたいのでございしますが、現在でもそういう人員が不足しているのだからしかたがないのだという御答弁でありますか。農林大臣は反對に、定員法で食糧関係の人員を整理する、首切る、こういうふうに言つておられるのですが、何割くらい首切られますか。

○森國務大臣 原則といたしまして、事務の方は本省関係が三割、出先の末端の方は二割という標準をもつて、これは各省共通のものであります。しかし、その内容をよく勘案いたしました。欠員等も相当ある面もありますし、その間に仕事のさしつかえないようにやつて行きたい、かような考えをもつて整理して行きたいと思つております。

○竹村委員 現在でも不足する。そのために食糧の配給の考え方について、先ほど申しましたように、當國会で調査したものに対して、二週間以上も対策が講ぜられないというのが現状である。その現状においてなお整理をされるのか。先般來お尋ね申し上げましたならば、心配するな、おれが引受けた、こういうふうに内閣委員会との連合委員会でもおつしやつたのであります。はなはだ心配な事態がここに現われて來ておる、そういう際に、なにお首切られる、こういうふうに言われるのですが、そういう食糧関係の者に對しては、もう首は切らないというふうにしなくては、円滑に行かないと思

うけれども、この点ひとつお伺ひしたいと思ふ。

○森國務大臣 よく御承知とは思ひますが、配給事務は公園がやつてゐるのではありません。食糧事務というものは、農産物の買入れ、生産、それから検査、この仕事をやつてゐるのです。それで、それから公園の整理においても、末端の配給事務を持つておるころの製粉工場であるとか、あるいは運輸事務に携わつておる、こういう者は整理の方から除外してあります。末端の配給に不都合ができて、消費者が迷惑するなどということがあつてはとんでもないことでありますが、そういうことの全然ないやうに考えております。それから農産物の検査、買入れ、精算といふものが非常に複雑であり、また重要であります。それが遅れれば生産者が非常に迷惑をこうむるのでありますから、検査の厳正を期すること、それから精算の迅速を期すること、それが食糧事務所としては最も重大な課せられた仕事であります。従つて今までは作報事務所といふものもありましたが、食糧事務所自体においても、これは地方廳でもやつておりますが、統計であるとか、いろいろやつかいな分掌的な仕事があるのであります。それが課せられておるから、はなはだ大事な仕事が遅れるやうなことがあつてはたいへんでありまして、今後はそういう仕事をできるだけ簡素化して、そういう複雑な事務をやめさせるといふやうにして、行政整理に對照して行きたい、こう思ふのであります。これは永久の問題ではありませぬけれども、資料調整事務所の取扱つてゐる物資が地方廳に移管し得られるものはこ

れを移管しまして、取扱ひの物件をできるだけ少くして行く。しかしこの物件とともに、現在資料調整事務所の仕事を食糧事務所の中に併置するやうに考へておるから、これらの事務の繁閑によりましては、これが協同をして互いに助け合つて行く、こういうことにして行政整理に對する欠陥をなくしたいと思つておるのであります。

○竹村委員 これは農林大臣にお聞きいたしました。大体その眞意はよくわかるのであります。しかし今おつしやつた配給は公園でやつてゐる、その通りであります。しかし私の先ほどお尋ねいたしましたのは、そうではない、いわゆる配給指令とか、そういうものに滞滯を來してゐる。たとえば轉落農家が、どれくらいあるかといふことの調査が遅れておるがゆゑに、先ほど何か何へんも申しますけれども、國が調査いたしましたものでも、その対策が、二週間以上たつてゐるのになお調査中であり、近いうちに解決するといふやうな御答弁しかいたただけない。その原因を尋ねますれば、人手が足りないのだといふことになつておるのであります。そういうことではなしに、直接政府がおやりになる事務が停頓してゐるという現状にあるといふことが、先ほど政府委員から言われておりますが、この点それでも首を切らなくちやならぬのだ、こういうやうにおつしやるならば、それ以上われわれとしてはいたしたくないわけでありまして、さういふやうに、現われおる事実に対して、こういう部面の首切りはしない、というよりもむしろ考慮するといふお考えがあるかどうか、この点だけをひとつお伺ひします。

○森國務大臣 整理の方針はきまつてゐるのであります。ただ整理したために、角をためて牛を殺すといふことにしてはならない、かやうに考へておるのであります。ところが当初御承知の通り、まだこちらにまわつておるかどうかしりませんが、定員数が農林本省一体に定められれば非常に都合がよかつた。ところが食糧廳、水産廳、林野廳という、この外局がおの／＼別々に定員がきまりましたので、外局と本省との間のいわゆるブル式なことが融通性がなくなつたのであります。実は作報事務所なんかは、今度二割の整理をいたしました。その出血はほとんどありません。そういう情勢で、作報事務所といふものはさらに重要視せなければならぬ問題であります。一應こういうやうな、人の整理をすることのいかに画一的にやれば、非常に出血のおびただしいという場面もあります。この融通性がほしくつたのであります。ところが今申したやうな各廳別々の定員数が定められたのであります。今後さらにこの会期中に、実際の仕事の面によつては、農林省という省の内部において、仕事の繁閑によりまして主務大臣がこれを考へて、閣議の了解を求めて融通し得られるやうな便法をひとつ考へたらどうか、こういうやうな構想を今練つておるわけであり

ます。この氣持は、今申しましたやうに、画一的に整理して、角をためて牛を殺すといふやうなことがあつては申眠ないのであります。事務の整理をするにとともに、また能率も上げていただくやうにいたして行きたい。ことに食糧事務所の末端でやつております

のは、各個人別々の台帳をつくつて行く、しかもその台帳が、御承知の通り六十一歳で勘定したものが、月別で満六十歳というように勘定しなればならぬということになつて、一層複雑化して来るのであります。もう一面には、幽霊人口調査という指令が出ておりますので、これは今日まで行政整理とは切離して考えているのであります。生産農家、準生産農家、消費者の三段階にわけて、いわゆる住民登録の問題が経費等の関係から、さらに農林省で調査を引受けてしなければならぬというようなことになつたのであります。これは今日の定員とは別個の問題として考えておるようなわけであります。いずれにしても、問題として考えて行きたい、かように考えておるようなわけであります。整理々々と、整理をして、それがために國民諸君が非常な迷惑をこうむるというようなことは絶対にしてはならない、こういう方針でいろいろ研究を進めて行きたいと考えておるわけでありまして、から、この点ひとつ御了承を願いたいと思ひます。

○竹村委員 それはそのくらいにしておきまして、大体供出代金の支拂いは、即時現金拂いにするということ、ラジオや新聞で言われておるのでございますが、これは非常に重要な問題であります。政府は新聞やラジオで、現金拂いをする、現金拂いをする、こういうふうにおつしやつておるのであります。末端に参りますと——私、実は末端の組合長をしておりますので、非常に困つておる。もちろん協同組合の預金に、供出した日付で振り込んでおきまして、利子はつけますけれども、

ども、實際は現金が来ない。ところが新聞やラジオでは、現金で即時拂うのだと言いますので、農民はそれ／＼通帳を出して、困つておるからすぐにとりに行く。これは實際は、私の考えでは、全部現金で政府がお拂いになるのはなからうと思ひます。それだけの金はちよつとないだらうと思う。その点一休現金で拂うとおつしやつておるが、大体二十三年度でつこうでありまして、二十三年度の一月の月にはどれだけの供出があつて、二月の月にはどれだけの供出があつたか、月別の供出量と、そして月別現金で支拂われた額、これをひとつ、あすでもつこうでございまして、すぐお出し願ひたい。このことについての資料はそういうことにしておきますが、實際の点を、納得の行くようにお話願ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 これは、竹村さんよく御存じのことだらうと思ひます。が、現金で拂うと申しますのは、ほんとうのキャッシュで拂つてゐる意味ではございせん。受入れますと同時に、支拂い証票を生産者に対しては政府が拂つておるわけでございます。これを銀行等に持つて参りますれば現金化できる、こういう意味のものでございまして。その間、直接政府に賣込んでおる場合よりも、委託販賣と申しますか、販賣を委託しておるような場合がありまして。協同組合等が相当中間に名前を出してやつてゐる。そうすると、そこで預金等に振り込む、あるいはその方の事務的な手続がかわり、預金に振り込んだものをすぐ出すということになると、組合の方に金が行かないということ、農村の方に金が行かないという問題が起きているのじやない

か。従つて政府が現金で拂うという問題と、農民に金が行かぬという問題は、ちよつと性質が違ふのであります。支拂い証票で拂うことで現金化するという意味で、政府は申しておるのではありません。あとで中金その他からの組合等に対する金融の措置をもつと円滑にやるといふことによつて、御指摘のような問題が解消するのじやないか。また組合の事務能力を充実することによつて、解決する面が相当あるのじやないかといふふうに考えておる次第でございます。

○竹村委員 大体その手続はよくわかつておるのでありますけれども、それは、もしそれが一月なら一月中に全部完了されたとして、各支拂い証票を持つて銀行あるいは協同組合等にとりに行きまして、協同組合はその信用程度において、あるいは中金とかその他で金を引出して来るのでありますけれども、それが一時に行われた場合には、現金化することができぬと思ひますが、その点を伺ひます。

○安孫子政府委員 それはできません。ただし金融操作の面から、そうした一時にその金を全部引出すといふことは望ましいことではありますけれども、そういう事態が生じますならば、それに應ずる予算は持つております。操作はできません。

○竹村委員 わかりましたが、先ほどお願いしました商工大臣、あるいは安本長官、大蔵大臣等々がお越しになりましたら、また質疑を行うことにしまして、本日はこれで打ち切ります。

○小笠原委員 それでは深澤君。○深澤委員 食糧管理法の一部改正の提案理由の説明を見ますと、今までは

なはだしく中央と地方の間に、配給計画と割当の関係において齟齬があつた。こういうような説明がなされておるのであります。一体中央と地方にどういふ齟齬があつたか、その根拠をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○安孫子政府委員 改正食糧管理法において、第八條に列記しておりますような手続規定は、従来とも通牒によりまして、こうした方針でやつて来ておるのであります。この点について、は、實際的に何らのかわりはございせんが、そのため、この手続によりまして、農林大臣が府縣に対して一定のわくを月々與えておるのであります。ところが府縣におきましては、その一定のわくを越えまして實際に配給をいたしておる。その間いろいろ末端において不合理なことがあるといひました。ほかかわりをいたしまして、わくを越えて月々出してゐる。それが年度末におきまして、相当大量のものが、わくの超過として結果されて、需給上に大きな狂いを生じさせておる。こういうことを意味しておるのでございます。

○深澤委員 そういう事実があるとすれば、今後それを是正して行くといふことのために、従来各縣に割当てた具体的な、数字的資料といふものをわれ／＼は必要とすると思ひます。従つて、ひとつこの資料の御提出をお願いいたします。

それから第二点といたしましては、輸入食糧が配給量の四分の一に相当するといふようなことになつております。その具体的な内容をお伺ひしたいと思ひますが、今年度に対する輸入の懇請量、並びにアメリカが最

近発表されておりますところの、日本に対する援助食糧の数字が三百二十万トンとか新聞に発表されております。懇請の数量よりも非常に多いようにわれわれは承知してゐるのであります。その間の事情をひとつお聞きしたいと思ひます。

○安孫子政府委員 先ほど申し上げました第八條関係で、これを完全に実行して参りますためには、この裏にいたしまして、各種の資料の整備が必要なることは、先ほどから申し上げました通りであります。そのために食糧管理台帳の整理、あるいは人口の区分の整理といふようなことを行政面においては実行して参りまして、その資料に基いて、この八條の規定が運用されて行くといふ問題であるのであります。この整理の点につきましては努力して参りたいと思つております。

それから大体所要食糧のうち、外國の食糧がどの程度であるかといふことではあります。これは二十四米年度主食需給推算を参議院におきまして発表いたしました。こつちにも参つておりますが、これをさらに願ひます。需要高の総計が八百万トンであります。要超越しを加えますと、約八百八十万トンといふものが需要總計になるわけでありまして。これに對しまして、輸入食糧が百八十三万トンといふ数字を示しております。提案理由で御説明になりました数字は、大体從來の数字の平均を掲示したものだと思ひます。それから外國食糧が幾ら入るかといふことについて、まあ三百万といふお話を参ります。たとえば

なりPの電報とか、いろ／＼入つて参りますが、これは主食のみでなく、そのほかの食糧、先ほど申しましたような油糧原料でありますとか、砂糖でありますとか、そうしたものを含めまして、あつた数字になるのであります。そして、いろ／＼な数字は、一つは日本年度の考へる場合と、向うの会計年度で考へる場合との食い違い、それから品目の食い違いというようなことによつて、いろ／＼新聞に現れます。数字は違つて参るのでありますが、大体品目が、ここで論議されておりますものよりも多いという点において、トン数が大きくなつております。

○深澤委員 もちろんアメリカの年度と、こつちの米穀年度との相違は承知しておるのですが、一應そういう年度と年度との食い違いはあるといひましたし、こつちの今年度の懇請量に対して、向うから許されておるところの輸入予定量というものの比較であります。その比例がどういふぐあひになつておるか、もしはつきりわかつたら、お伺いしたいと思ひます。

それからもう一つは、砂糖とか、そういうものが含まれてたくさんになつておるといふお話であります。今年度も砂糖等が主食として配給されるような計画になつておるかどうか、その点もひとつ御説明願ひます。

○安孫子政府委員 本二十四米穀年度は、砂糖を主食として配給する考へはございません。

その前の点ですが、これは輸入食糧の、ガリオア・フアンドで考えます物資の名前を一應申し上げてみれば大体御了解がつくかと思ひますが、穀類があるわけでありまして、これには麦類、

雑穀類、一部米が入つております。それから大豆、油糧原料、砂糖、塩がございます。それから豚脂ミルクその他雑品、こういうふうなものでございまして、それで、それをどこで区切るかというところによつて、全体としてはたとえば三百万トンであるが、小麦と雑穀と米だけをとり見ると、二百何万トンであるというふうな食い違いが出て来るわけでありまして、品目としてはそういう品目でありまして。

○深澤委員 そういふことは予算の説明書にも出ておるのでありますが、その数字から見ますと、こちらから懇請したよりも非常に多い数字が予定されておる、こういうぐあひに私は考へておるのでありますが、その点はどういふぐあひに考へておられますか。

○安孫子政府委員 決して懇請いたしたもののよりも大きい数字にはなつておりません。相当圧縮されておりました。

○深澤委員 その次にお伺いしたいことは、この運用面について、非常にまだ不十分な点がある、こういうようなことでありますが、第一に消費者人口の問題であります。罹災証明書の濫発が非常に起つて、そのためにいわゆる幽霊人口等が起つたといふことを説明されておるのでありますが、一体どの程度罹災証明書のためにそうした食糧が消費されたか、その根拠がございましてならば、お伺いしたいと思ひます。

○安孫子政府委員 これは数字でもつて後刻御報告したいと思ひます。

○深澤委員 それからもう一つは、労働者人口に対する就業労働者数の不正申告、これも同時にお知らせ願ひたいと思ひます。その次にもう一つ、消費者人口の要素としての轉落農家の人口であります。この実際の把握が非常に困難であるといふぐあひに言われておるのでありますが、一應限界反別を決定いたしますと、結局轉落農家の人口数というものは出て来ると思ひます。おそらく農林省では明確につかんでおるであらうと思ひますが、その農林省でつかんだものに自信がないから、轉落農家の把握は困難であるといふのか、それとも農林省のつかんだ数字と、各縣のつかんだ数字との間に非常な開きがあつて、そのためにどつちがほんとうかわからんから、この轉落農家の把握が困難であるといふのか、その点を聞きたいと思ひます。

○安孫子政府委員 轉落農家につきましては、私どもとしては、計算上はつきりした数字を出しておるのであります。しかしながら、縣が申されるものと相当大きい食い違いがあるのであります。われ／＼がいろ／＼モデルをもちまして、この轉落農家並びに自己保有農家の数を計算しても、なかなかこれが縣の方と話し合ひがつかぬ数字になつておる。縣の方は実情を主として申されて来ます。その間大きな食い違いがある。原因もいろ／＼あるうかと思ひますが、根本には生産高の見方の違いが出て来る。縣ベースとしては大体話がまとまりまして、實際においてな／＼承服できないという面が出て来る。その辺の把握がなかなか困難である。そういう意味で申しておる次第であります。

○深澤委員 今安孫子さんは、縣の方のつかみ方が実情に則しておらぬといふようなお話であります。縣も結局事前割當の場合におきましては、本省で決定されました反收によつてこれを計算してゐるのであります。従つて数字の根拠というものは、中央と何ら違ふところはないと思ひます。そういう意味において、縣と農林省との間に開きが出るということは、非常に解釈に苦しむのでありますが、その点はいかがでありますか。

○安孫子政府委員 やはり縣といたしましては、中央のきめました数字だけをとりて縣の需給推算というものは立てません。實際はやはりその縣の實際、あるいは縣の當初要望しました補正数量に對する中央からの補正が少かつた点の調整、その他のものを考慮いたしまして、やはり縣としての需給推算を一應組んでおるわけでありまして、その組みます際に、やはり縣のいろいろな実情を織込んでおりますために、どうしても中央で算定をいたしました数字とな／＼つき合はない。いろ／＼議論がわかれるという面はあります。

○深澤委員 農林省がその轉落農家の数をほじき出す場合においては、全国的に集計された農家人口と生産高というものに根拠を置くのでありますが、その大きな数字をもつてはほじき出す場合と、縣の段階に参りまして、縣の人口と生産高の数字において出す場合と、数字上においては相當に開きが出るといふ觀察をわれ／＼は持つのであります。その点について農林省はどういふぐあひにお考えになつておりますか。

○安孫子政府委員 端的に申しますと、人口などの問題についても、非常

な食い違いが出て来るわけで、昨年の八月に実行いたしました常住人口調査、これは府縣別に出ておるわけでありまして、それに対して、各府縣の人口増加率というものを加味いたしました。これが必ずしも府縣側と意見が一致しない、自分の縣はその後増加率が非常に多いといふことを主張されるのであります。こまかい保有量の計算、あるいは保有農家の数というところまで入らない。一番根本においてはそういういろ／＼なトラブルがあるのであります。この点が實際われわれといたしましては悩んでおる点なのであります。

○深澤委員 縣は實情に即して計算をするから、農林省の計算と食い違ふのであるといふことになつて参ります。農林省は結局實情というものは全然参酌せずに、ただ統計上の結論からやるといふことで、そこに齟齬があると思うのであります。そういたしますと、一体農林省は、農林省が組み立てたところの数字によつて結論を得た数字の方が正しいか、あるいは縣の實情を加味したところの割出しの方が正しいのか、どういふぐあひにお考えになつておるか。

○安孫子政府委員 はつきりした数字は別といたしまして、たとえば農家の保有量というものは、計算上からいたしました、大体五十数万トンで解決し得るといふ一定の基礎を持つておるわけでありまして、それをこつちの二、三月から約一月かりまして、縣別に各縣の年間の需給数字というものを査定いたしましたために、府縣と交渉いたしました結果、いろ／＼と論議を闘わして見

ますと、それが結局七十万トントくらになるのではありません。またこの委員会にもいろいろ御議論がございますように、各地でいろいろの問題が起きております。農家用については、そうしたものを縣が言われる通りにいたしますれば、これはもつと大きい数字になるわけでありまして、食糧管理局というのは計算上だけであつて、府縣の方は相当実情を反映した数字だから、結局その数字をとればそれでいいのじゃないか。あるいは理論的にお前の方で出した数字で押しつけければそれでいいじゃないかというふうにおつしやいますけれども、そこはやはり両方で十分話し合ひをつけて、そこへ持つて行くというのが、現在の段階におきましてはやむを得ない措置であるし、またそれが結果的には大體いい結果を生じておるのだというふうには私に考へております。

○深澤委員 そういふ結論から、大體農林省はあまりに机上のプランに過ぎておる、あるいは縣の方はあまりに実情を参酌し過ぎるという状態だということに、一應お聞きしてよろしゅうございますか。

○安孫子政府委員 完全な資料を十分整備しております。今までの段階におきましては、そうした觀察が一つの見方だと思つております。

○深澤委員 その次に今度の食糧管理法の改正の重要な根拠は、總司令部の覚書というものが大きな根拠になつておるようでありまして、その中に示された六項目がございます。その中に消費者中に主要食糧を耕作しておつた者の耕作面積が問題になつておるのではありません。これは從來も各縣とも問題になつておるのでありますが、農林当

局としては、今までの割当計画といったしまして、この消費者中の耕作面積を全面積の中に繰入れて、そして生産高をはじき出して、その生産量を事前割当の基礎にされて来たかどうか。その点お伺ひしたい。

○安孫子政府委員 いわゆる家庭菜園的なものであります。そういうものは生産量の中に算定いたしております。

○深澤委員 東京周辺を見ますと、家庭菜園的なものというものが言ひ得るのではありませんが、地方に参りますと、一般農家が持つておる耕地の中に二畝、三畝、あるいは五畝というぐあい消費者が持つておる場合があり得るのであります。そういうところを全部農家の生産反別として計画し、その反別に反収をかけて生産量を出しておる。そういう点は農民にとつて供出加重となる重大な問題だと思ひます。もしもそういうぐあいにしてあるとするならば、結局消費者は供出の責任はないのであります。従つてその消費者の持つておる反別に対する生産量の割当は、全部生産者が受けておる。つまり架空の割当を受けておるということになります。その点は今までどういうぐあいに処理されて来たか伺ひます。

○安孫子政府委員 一体どの規模のものから生産者という点かという点については、はなはだ遺憾なことでありまして、從來食糧管理法の建前の上からは、つきりしたものができておるのではありません。それでその辺の区分をこの際につきりいたしたいと考へております。おそれる実情は地方によりまして異なると思ひますが、やはりその部落なり

におきまして、あれは生産者だときめたい者について、事前割当をしておるのじやないかと思ひます。床屋さんが一部裏の方に何か持つておるというふうなものについては、事前割当をしていないのが普通じやないかと考へております。

○深澤委員 その点については、私の縣の経験から申しますと、大體五畝以下は消費者として扱つております。ところが北陸方面の相当耕地の廣いところでは、一反歩以下は消費者として扱つておるというふうなぐあひになつております。私の縣だけでも、おそれる消費者の扱つておる反別が二百三十町歩に上つておる計算になつて来ます。その二百三十町歩というものが全體的に計算されまして、相当大きい数字になります。これは今までおそれる各縣とも相当問題になつて来たと思ひます。大體山梨縣などの例に見ますと、消費者が持つておる反別まで耕作面積として調査に入れておられます。そしてその基礎によつて割当をしておる。従つて供出の責任は全然負わないところの消費者の面積が、生産割当の中に入つておるといふ事実がある。こういうふうに出過ぎの重なる原因になつておる点について、どういうぐあひにお考へになつておるか。

○安孫子政府委員 やはり五畝なり、一反歩なりの消費者と生産者との境界を立てますれば、それを除いたものについて生産高というもののついて供出ということは考へられるのでありますから、それがダブつて処理されておるといふことではあります。その点が過重であるというところは、りくつの上では言えると思ひます。

○深澤委員 その次は、完全配給農家に対する不必要なる配給の撲滅ということが、總司令部の覚書の第六項目にある。これは非常に問題になる項目でございまして、完全保有農家というものが、もちろん今までの事前割当の数字上の計算から申しますならば、何ら還元配給を受ける基礎はないのであります。ところが事実上は現在の供出制度におきましては、この完全保有農家におきましては、この完全保有農家が保有量を割つて出さなければならぬという事実があるという事実がある。つまり裸供出をやるといふ事実がある。農家に還元配給しないという原則を確立し、それを実行するならば、完全保有農家の保有を割るどころの供出は、これを強制することができない。現在においては食糧確保臨時措置法によつて保有優先の原則は確立されておりますが、實際は保有優先でない実情にある。こういう点についてこれは非常に大きな問題になるのであります。まずこの点について一括的な当局の御意見を拜聴させていただきますと思ひます。

○安孫子政府委員 スキヤツプの趣旨は大體こういうことだろうと私も理解いたしております。もちろんこの点についての認識の相違はあるかと思ひますが、完全保有の農家について、これが保有に食ひ込んで出されるという事態が、現状において相当普遍的にあることは私も認めざるを得ないと思ひます。また司令部にいたしていても、ある程度これを理解いたしております。それに對しまして從來還元米というものが出たのであります。米と、還元米がそうした農家のみに配給をされるのであれば格別問題はない

かと思ひますけれども、率直に申しますならば、この還元米が末端に参りました際に、保有を食ひ込みました完全保有農家のみに配給されているかと申しますと必ずしもそうじやない。ある部落に百石の還元米が行きますと、保有を食ひ込みました完全農家のみに重点的に配給をいたしますことが、なかなか實際に困難であります。平等割といふような措置を講じられておる所が多々あるものであります。そうしますと、保有を食ひ込んでおらない農家、完全保有農家に対しては、還元米が行くという現実の姿もあつたわけでありまして、そうした点がいろいろ問題視されて、そうした完全保有農家に対する不必要な配給はやめるようにすべきじやないかと云々なる意味を持つて来ているわけでありまして、それで現在の食糧確保臨時措置法の建前から申しますと、保有を割つて供出農家が供出をすることはあり得ないのであります。繰返して申し上げますように、現実の姿は必ずしもそうなつていないので、いろいろ統計の相違の問題、あるいは実收高が後に発表される關係、あるいは補正の關係とがからみ合ひまして、ある村では非常に甘い供出割当が來、ある村は結果的に非常に重い供出割当になる、その結果供出農家が保有を食ひ込んで出さざるを得ない事態になる。こういう事態をなるべく法律の精神にのつとるやうな形に、私も私としては持つて行きます。そのためには各種の資料の整備をして、その調整をして行くのであります。急速にそれが可能であるということも望み得ないのであります。その点

につきましては、農家用の米、食糧といふようなものについて、適当な調整をとつて参らなければならぬと思つておる次第であります。

○深澤委員 今まで農林当局の傾向といたしましては、食糧確保臨時措置法には保有優先の原則が確立されているにかかわらず、実際の面から申しますれば、供出完了をやらなければならぬといふことで、非常に供出に全的な努力をささげて参りました。傾向といたしましては農民側の受けとる農林省の姿といたしまして、供出優先の姿を農民自体は考えております。こういうことは多くの悲劇を生みつつあるのであります。ことに私は先日農林委員会の調査に参りまして、具体的に群馬縣あるいは埼玉縣の実情を聞きまして、場合においては、全然自分のものすら持つていない者が、供出を完了するため買つてでも出さなければならぬといふような、強制をあえてしておるという事実があります。もちろんそれに對しましては、背後からもつと大きな圧力もあつたことは間違いない事実であります。こういうことはまつたく食糧確保臨時措置法の蹂躪を農林省自体がやつておる、こういうことが言ひ得るのであります。従つて当局は一体保有優先を原則として今後やつて行く確信をもつておられるか、その点について御意見をはつきり伺いたい。

○安孫子政府委員 特定の農家について非常に重い供出割当が行くというの、國全体の割当が非常に重い結果となるのだといふことでは、必ずしもないといふことは考へております。相当部分は、公正な割当が行われることによつて相当解消し得ると私は考へております。群馬縣等におきましては、たゞえば邑樂郡が非常に困窮した状態にある、その現実の姿はまさしくその通りだと思ひます。しかしながらそれが群馬縣自体の調整方法において、あの事態をより以上緩和できなかつたかと申しますと、非常に批判的になるようでありまして、相当緩和し得る部分があつたと見ておる次第であります。要するに、たとへば食糧調整委員等が、自分の郡あるいは自分の村といふようなものの利害を非常に強く強調することによつて、全体の調整がとれない。非常に惨害の起きました地帯がひとりひつつかぶつておる、そういうような地帯も全部とは申しませんが、あり得るものでありまして、その辺が公正に行われますれば、たゞいま御指摘のような悲惨な事態がある程度緩和し得ると考へております。法律の精神は保有優先といふ建前をとつておりますので、この精神にのつとまりまして、行政の運営、割当の実務がそれを実現し得ますように努力して参りたいと考へておる次第であります。

○深澤委員 保有優先はもちろん全般的な方針として考へられると同時に、これは個々の農家に対して具体的に実行すべきであると思ひます。もちろん縣全体として、あるいは村に参りまして不公平な割当があることは事実われ／＼は認めるのであります。それが不公平に行われるならば、眞に下から積み上げて来た方法において、や得るならば、現在の割当においても、あるいはあのような悲惨な事実を出さずに、供出完了できる可能性もあるかと私は考へております。しかしながら現実にはそれが地方の農村が完全に民主化されてないため、地方ボス等が蟬踞いたして参りまして、供出を牛耳つておるというふうな關係におきまして、非常な不公平が行われているのであります。しかしながら、その場合において供出の完了ができなかつた農家を点検いたしました場合、ほとんどその保有する品物がありません。そういう実情にあつても、なおかつそのものに對して供出をさせざるを得ないといふこと自体が、保有優先のこの法律の原則をまつたく踏みにじつておるのであります。こういう場合においては、農林省は事実その者になつておるならば、供出の割当を緩和し、あるいは明確な事情があつて現在供出すべきものがないうような場合においては、これを猶予すべきではないかと考へるのであります。そういう個々の場合に當つてこの悲惨な事実を避けるための処置として、保有優先の実行をやる確信がおありになるかどうか、その点について伺ひたい。

○安孫子政府委員 二十三年度産米につきましては、その点も考慮いたしましたために、どうしてもいかに農家に對しましては、猶予の道を開こうといふことで、これは府縣知事會議の際の申合せでありまして、そういう方法を講じまして、その緩和の方を考へたわけでありまして、これを実行いたされたわけでありまして、これを認めておる。○深澤委員 具体的な事情を申し上げますと、埼玉縣の吉川町ほか数箇村の村におきましては、事実われ／＼が調査して聴取した場合に、各村々におきまして相当の買出し供出をやつておるのであります。これは埼玉縣廳の調査によりまして、吉川町が八百五十石の買入れ供出をやつておる。それから早稲田村が七百六十三石の買入れ供出をやつておる。しかも約一週間の間は公然と他府縣からトラックによつてそういう品物が運搬されることを、事実上何ら取締りがなく、供出の完了のためにそういう食糧管理法の無視まであてておる。こういう事実があつたのであります。こういうことが日本の各所にあるとするならば、農民の生産意欲は減退し、土地放棄等が續々と起るという心配をわれ／＼は持つのであります。農林省はこれをまつたく看過しておつたといふような事実があるものであります。この点についてはどういふうにお考へになりますか。

○安孫子政府委員 埼玉縣の二合半領、あの一帶についてそうした問題が発生いたしましたことは十分承知いたしておるのであります。これもいろいろその内情に立ち入つて調査をしてみる必要があると思ひますので、われ／＼の方としても、これが十分な調査をいたしております。しかしその理由はともあれ、現実にそういう姿であるといふことについては、何とか事態を收拾しなければならぬと思ひます。その点についてたゞいま埼玉縣と折衝をいたして、近いうちに私は解決するのであらうと考へておる次第でございます。買入れ供出のために他府縣から相当難題や何かを買つて、そうして供出したという事例、この点は非常に私どもは遺憾だと存じます。いろいろな事情がありまして埼玉縣としては最後にあんな事態を惹起したのであります。その辺の事情の緩和の方につきましては、今後とも努力して参りたいと思ひます。非常に急でございまして、その連絡をとる間にあの方がずつと進んで行つたといふような事情が起きまして、あんなことになつたのであります。

○深澤委員 それからも一つの実事として、これは群馬縣の邑樂郡にあるのであります。事前割当の場合に、利根川の水災によつて数百町歩の土地が、まつたく川原になつた。われ／＼も現場を見て参つたのであります。それを大体相当程度復活するといふ見込みで事前割当をやつた。ところがその後の水災によつて再びまつたく砂川原になつておる。ところがそれに対してなお事前割当はそのまま強行された。その砂川原に二名以上の割当が行われておつたために、まつたく供出ができないうような状態になつておるのであります。それでもなおかつ供出免除が行われないといふ、この矛盾した事実をわれ／＼見て来たのであります。こういうような事実に対して、当局はどういふうにお考へになりますか。

○安孫子政府委員 そうしたものは補正をすべきであらうと思ひます。また補正する余地が私はあつたのではないかと考へております。群馬縣については、先ほど申しましたように、そういう点についていふ／＼縣としても操作をする部分があつたのではなからうか、こういうふうにお考へております。また農林省としましては、その点を十分今後監督して参りたいと思ひます。

○深澤委員 なおそうした悲惨な事実の背後には、結局実情に即した補正が行われてないといふことであります。事前割当は、申し上げるまでもなく災

害なかりせばという前提のもとに立つた割当であると思ひます。日本のような被害の多い地帯におきましては、その後における相当の被害があるのではありませんが、その被害が認められないというところにこういう悲惨な事実が出て来ると思ふのであります。具体的に申し上げますならば、埼玉縣の二合半領のごときは、事前割当が二石二斗一升である。しかし昨年の作報実収調査は一石七斗二升二合になつておる。あるいは群馬縣の中野村のごときは事前割当が二石三斗七升七合、作報の実収調査は一石七斗という大きな開きがあるのであります。これに對して、農林省は実情に即した補正を行つていないというところに裸供出の原因があると思ふのであります。今後事前割当に對する補正を、農林省は実情に即してやるところの考へを持つておられるのか、そしてこの悲惨な事実、そして農民の間に起つて來るところの生産意欲の減退、土地放棄等を防止するために、実情に即した補正割当をやってお考へがあるかどうか、この点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 補正を行いますのが、東北、関東においては大体作況が確定しましたときであります。西の方面においては、まだ作柄が確定しないときに行われるのが通例であります。そのためにどうしても補正の際の実收推定高との間に開きが出て來るのであります。完全にその間の調整を、補正のみによつてやることは困難でありますけれども、その差につきましては、その後の農家自体の実態に付随をいたしまして、これを適正に考へて参

りたい、こういうふうに思つております。

○深澤委員 まだ食糧法の問題もございまして、供出問題については、あとはそのときに譲ることとしたかと思ひますが、その次に公團運営の問題であります。この食糧公團が現在配給の実権を握つておるのであります。給、現在地方におきましては、農業協同組合が供出の場合には実際の品物を扱つておるのであります。これが配給の場合にもその実務を行おうとするならば、まったく公團の経費の節約となると同時に、農協自体も供出と配給との面が一元化したしまして、その運営についても非常に便利であるというぐあいに考へておるのであります。末端の配給を農協にまかせの方針を持つておられるかどうか、そういうことを考へられておられるかどうか、この点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 山村あるいは準農村等におきましては、地方公團から代位配給という形におきまして農協等が取扱つておるのであります。ただいまのところ、それを相当拡張するという考へは持つておりません。

○深澤委員 それから先ほど井上委員も質問されたのであります。現在供出物に對するところの検査というものが、まことに十分に行われていないのであります。これは事実食糧事務所の人々に聞きましても、実際の検査というものは、実物の三パーセント程度しか行われてないということが言われているのであります。もちろん現在の人員をもつてはそれもやむを得ない事実であると思ふのであります。そういうような状態においては、先ほど

申しましたところの欠減量等の問題も出て参ります。品質等の問題も十分に検査されないという不合理が出て参るのであります。従つて今後こうした欠減の問題を解決し、さらに品質の向上をいたしまして、消費者に公正なる品物の配給をいたすためには、現在の人員をもつてはまことに少いという考へを持つておるのであります。これは実際に携わつておる人々にそういう要求が來ております。しかるに政府は出先を二割減らさなければならぬという実情に立つておるようであり、この検査等の問題がまづたく憂うべき状態になるのではないかと考へるのであります。この点について食糧管理局の責任者といまして、確信を持つて今後現在まで以上、欠減量あるいは品質の問題については間違ひのないという確信があられるかどうか、その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○安孫子政府委員 検査の問題は一つは人員の問題もありませんが、検査員の素質なり、あるいは技能、あるいは考へ方というものが、やはり大きいフアクターをなしていると考へておるのであります。戦争中この検査制度がすつかりくずれました、その情性から來ておるといふ点で、いろいろ検査が軌道に乗らない点もあると思ふのであります。人員の問題もさることながら、その方面の訓練も、われ／＼といたしましてはこれからやつて参つて、検査の完璧を期したいと考へまして、検査員等を始終集めまして、その方の訓練をいたしておるわけでありまして、

○深澤委員 あとは明日に保留いたします。

○小笠原委員 本日はこの程度にとどめまして、次回は明十七日午前十時より開会することにして、本日はこれにて散会することにいたします。
午後五時十二分散会